

令和5年度第3回三芳町まち・ひと・しごと創生  
総合戦略審議会 次第

日時：令和6年3月22日（金）16時～

会場：三芳町役場4階401会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

①パブリック・コメント結果及び総合戦略（案）について

②審議会 答申文（案）について

4 答 申

5 閉 会

**三芳町人口ビジョン**

**(案)**

**(令和5年見直し)**

**令和6年3月**

**三芳町**



# 目次

<b>第1章 人口ビジョンについて</b> .....	<b>2</b>
1. 1 人口ビジョンの目的と内容.....	2
<b>第2章 町の人口に関する現状分析</b> .....	<b>4</b>
2. 1 人口等の現状について.....	4
2. 2 平成28年人口ビジョンと現在の人口.....	9
2. 3 町における人口動態の分析.....	11
<b>第3章 将来人口推計</b> .....	<b>14</b>
3. 1 推計方法について.....	14
3. 2 将来人口推計結果.....	15
3. 3 地区別人口推計結果.....	19
<b>第4章 人口の将来展望</b> .....	<b>24</b>
4. 1 将来展望.....	24
4. 2 将来展望の実現に向けた考え方.....	25

# 第1章 人口ビジョンについて

ここでは、三芳町人口ビジョンの目的、内容について整理する。

## 1.1 人口ビジョンの目的と内容

### 1.1.1 目的

三芳町(以下、「町」という。)においては、「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年法律第 136 号)に基づき、町における人口の現状を分析し、将来展望について検討することで、効果的な施策の企画立案に向けた基礎資料とするために、平成 28 年(2016)に「三芳町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定した。

国においては、令和2年(2020)に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)が閣議決定され、またこれを変更するものとして令和4年(2022)に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定された。これは、急速なペースで進む人口減少・少子高齢化や、新型コロナウイルス感染症の流行により生じている産業への打撃、地域コミュニティの弱体化等を踏まえ、地方創生の取組をデジタルの力によって加速化・深化させることで地域の課題解決を図るものである。

町においては、こうした国の状況や社会情勢、これまでの町の取組や課題踏まえながら、令和6年度(2024)より開始する町の最上位計画である「三芳町第6次総合計画」を策定する。

「三芳町人口ビジョン(令和5年見直し)」(以下、「人口ビジョン」という。)は、総合計画の策定にあたり、効果的な施策を企画立案するうえでの前提条件となる将来推計人口等の基礎資料を提供するものである。

### 1.1.2 内容

人口ビジョンでは、以下の点について分析、整理する

- ・町の人口に関する現状分析
- ・町の将来人口推計
- ・目指すべき将来の方向性と人口の将来展望

### 1.1.3 対象期間

人口ビジョンの対象期間は、平成 28 年(2016)に策定した人口ビジョンから引き続き、令和 42 年(2060)までとする。

### 1.1.3 対象範囲

人口ビジョンにおける将来人口推計の対象範囲は、町全体と以下の5地区とする。



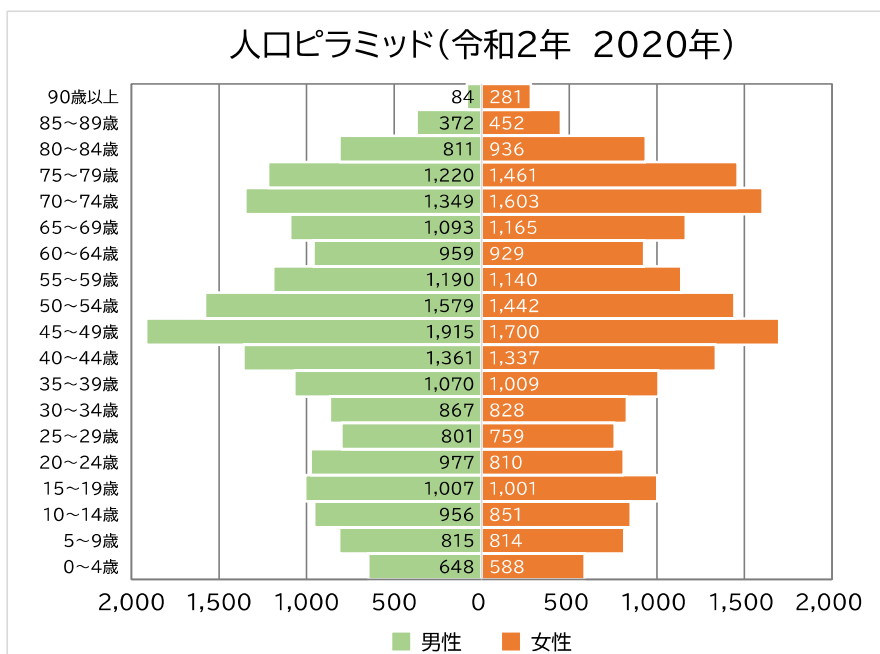
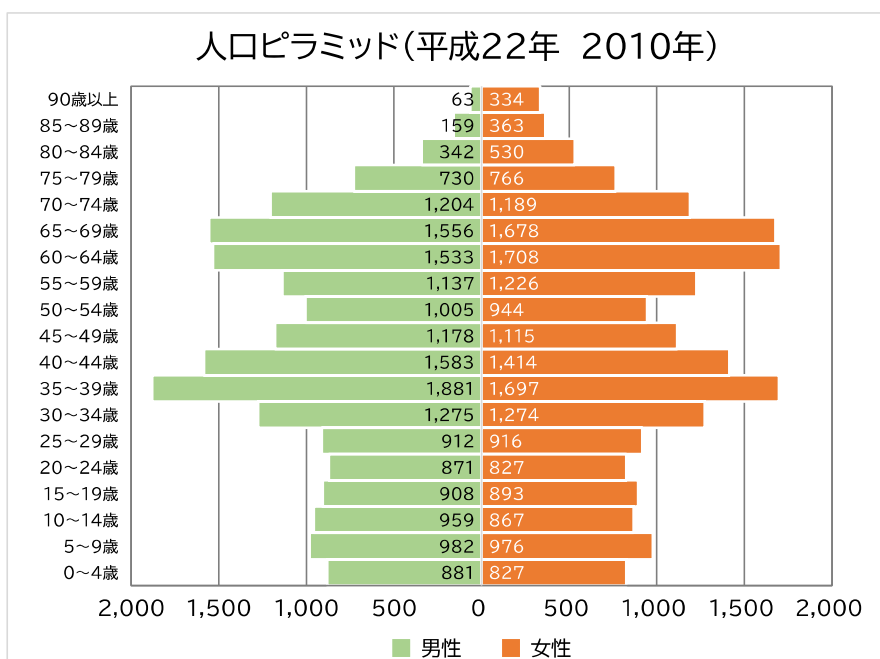
## 第2章 町の人口に関する現状分析

ここでは、町の人口、世帯等の現状を分析し、将来推計をするための前提条件を整理する。

### 2.1 人口等の現状について

平成 22 年(2010)及び令和2年(2020)の世代別の人口構成について人口ピラミッドで見ると、平成 22 年(2010)に 15～19 歳であった世代(男性:908 人、女性 893 人)が令和2年(2020)には減少しており(男性:801 人、女性 759 人)、若者の転出がみられる。

また、令和2年(2020)においては0～4歳及び5～9歳が少なくなっており、出生数の低下がみられる。

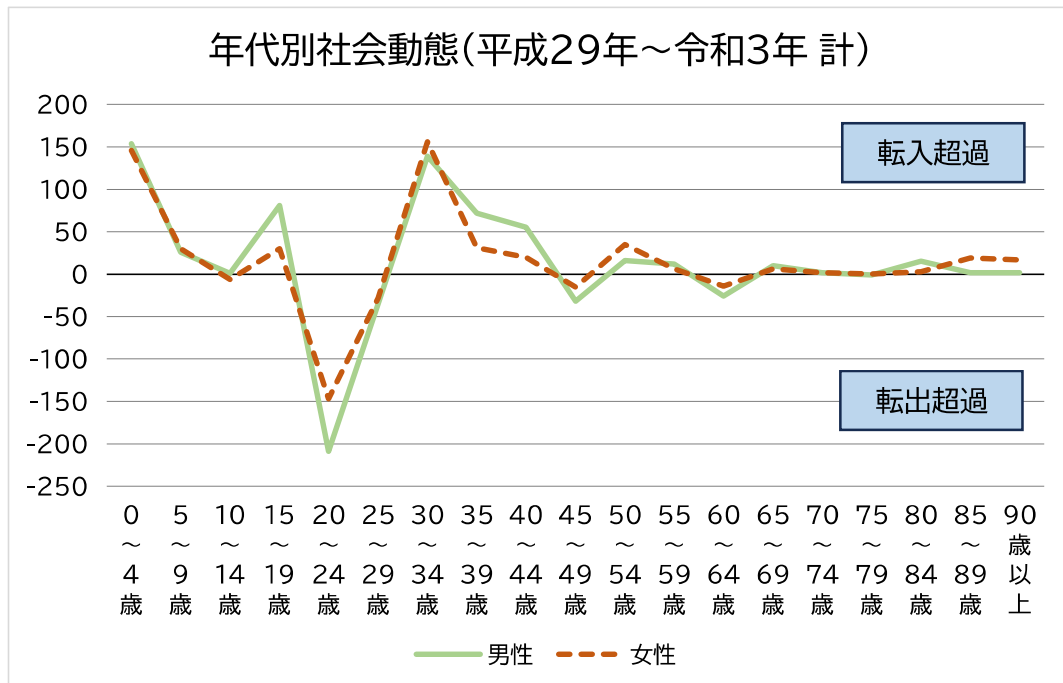


資料:国勢調査

## 第2章 町の人口に関する現状分析

転入から転出を差し引いた数を年代別に示した下のグラフをもとに、社会動態についてみると、0～4歳及び30～34歳で転入超過となっている一方、20～24歳では転出超過となっている。

15～19歳及び、35～39歳、40～44歳では、男性において5か年合計でそれぞれ50人以上の転入超過がみられるが、女性では50人未満となっている。



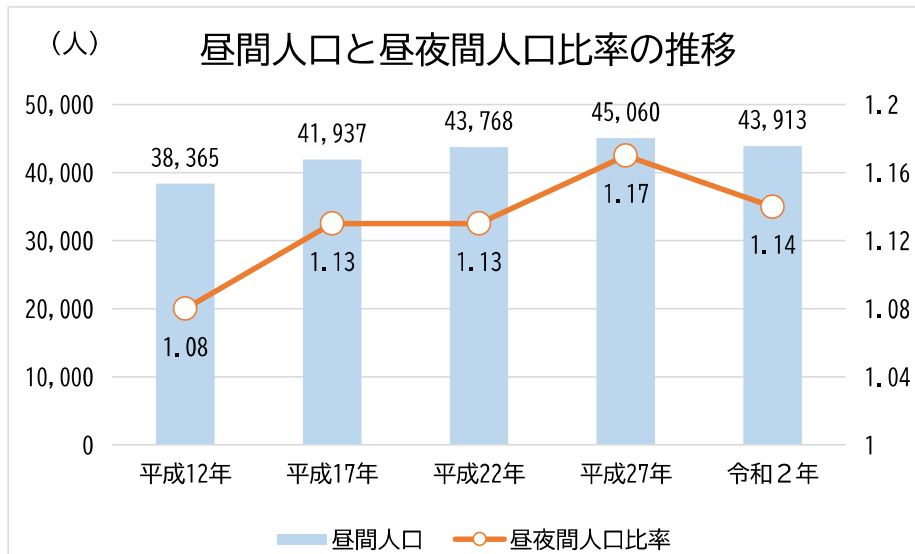
資料:住民基本台帳人口



## 第2章 町の人口に関する現状分析

町の昼夜間人口比率は平成 17 年以降 1.1 を上回っており、近隣自治体と比べて高くなっている。

一方で、昼間人口は平成 27 年(2015)に比べ令和2年(2020)でやや減少し、43,913 人となっている。



	三芳町	さいたま市	川越市	所沢市	朝霞市	志木市
昼夜間人口比率 (近隣)	1.14	0.93	0.97	0.87	0.83	0.80
		新座市	富士見市	ふじみ野市	板橋区	練馬区
		0.88	0.75	0.83	0.90	0.80

※三芳町との転入・転出が一定以上である自治体について掲載

通勤先について、町内、町以外の県内がいずれも3割台半ば、東京都が2割台半ばとなっている。

常住地が三芳町の人 (15 歳以上) の通勤先							
県内	町内	富士見市	所沢市	ふじみ野市	川越市	新座市	さいたま市
	12,431	6,462	1,025	732	718	666	523
71.1%	36.9%	5.9%	4.2%	4.1%	3.8%	3.0%	2.3%
東京都	特別区部					埼玉・東京以外	合計 (不詳含)
		千代田区	新宿区	豊島区	板橋区		
4,306	3,929	489	437	434	415	227	17,494
24.6%	22.5%	2.8%	2.5%	2.5%	2.4%	1.3%	

資料:いずれも国勢調査(経年比較を除き令和2年)

第2章 町の人口に関する現状分析

通学先について、町内は15.7%となっており、また、川越市・坂戸市で通勤先(前ページ)と比較して比率が高くなっている。

常住地が三芳町の人（15歳以上）の通学先								
県内		町内	川越市	さいたま市	坂戸市	新座市	所沢市	朝霞市
1,245		273	244	99	92	75	71	68
71.6%		15.7%	14.0%	5.7%	5.3%	4.3%	4.1%	3.9%
県内		東京都				埼玉・東京以外		合計(不詳含)
志木市	富士見市	特別区部			豊島区	新宿区		
58	44	402	326	45	42	33	1,738	
3.3%	2.5%	23.1%	18.8%	2.6%	2.4%	1.9%		

通勤元について、町内・富士見市・ふじみ野市・川越市・所沢市の合計で67.6%となっている。

三芳町で従業する人（15歳以上）の常住地								
県内		町内	富士見市	ふじみ野市	川越市	所沢市	新座市	さいたま市
21,370		6,462	3,381	2,514	2,190	1,753	761	682
88.7%		26.8%	14.0%	10.4%	9.1%	7.3%	3.2%	2.8%
県内				東京都		埼玉・東京以外		合計(不詳含)
狭山市	志木市	朝霞市	入間市					
619	569	509	281	1,592	800	281	24,095	
2.6%	2.4%	2.1%	1.2%	6.6%	3.3%	1.2%		

通学元について、町内が約4割、町以外の県内が3割台半ばとなっている。

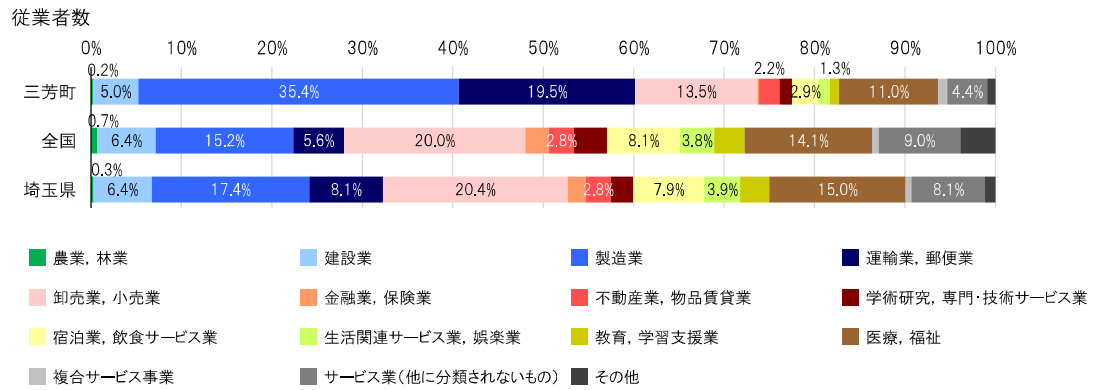
三芳町で通学する人（15歳以上）の常住地								
県内		町内	富士見市	さいたま市	川越市	東京都	埼玉・東京以外	合計(不詳含)
510		273	37	32	21	62	44	694
73.5%		39.3%	5.3%	4.6%	3.0%	8.9%	6.3%	

資料:いずれも国勢調査(令和2年)

## 第2章 町の人口に関する現状分析

町内事業者における産業別従業者数をみると、製造業が35.4%、運輸業が19.5%と、この2項目で5割を上回っており、主要な産業となっている。

全国や埼玉県と比較すると、製造業、運輸業が高い一方、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業等において低くなっている。



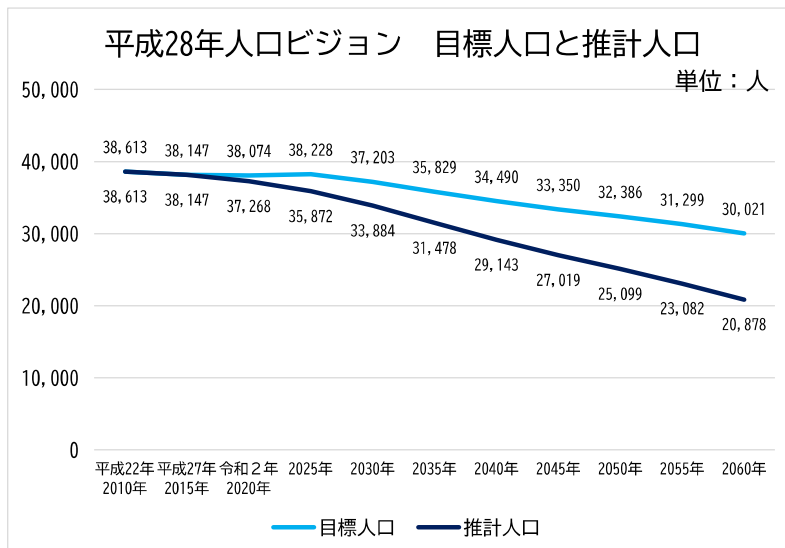
資料：経済センサス(令和3年)

## 2.2 平成 28 年人口ビジョンと現在の人口

### 2.2.1 町全体の人口について

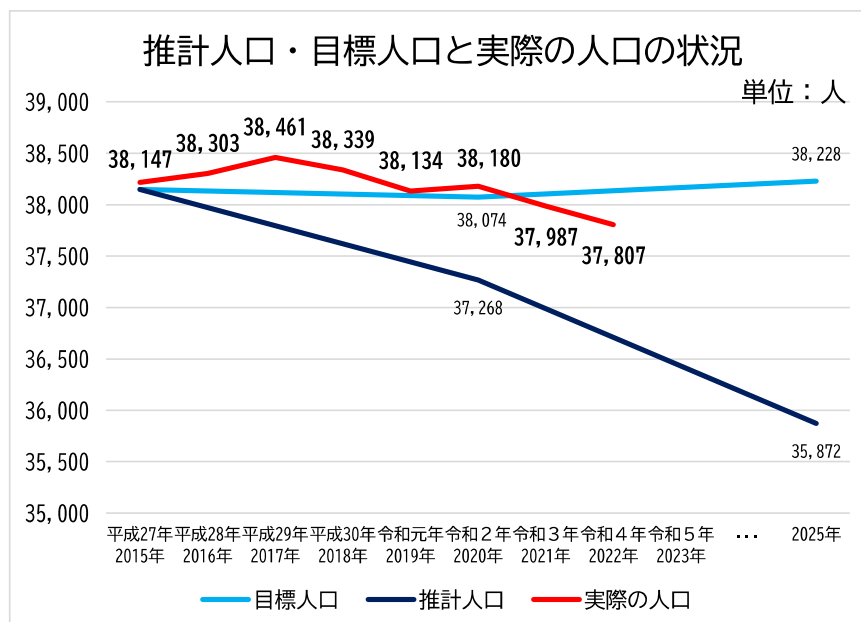
平成 28 年人口ビジョンでは、住民基本台帳人口を用いたコーホート要因法により推計人口を算出した上で、出生率の向上及び社会移動に関する対策を講じた効果をシミュレーションした目標人口を設定した。

推計人口では、令和 42 年(2060)において 20,878 人となっているところ、目標人口では 30,021 人となっている。



推計人口・目標人口と実際の人口の状況についてみると、実際の人口は平成 29 年(2017)までは増加傾向にあり、令和元年(2019)においても実際の人口が目標人口を上回っている。

一方で、実際の人口は平成 29 年(2017)以降減少傾向で推移しており、令和7年(2025)においては目標人口の達成が難しい状況であると考えられる。



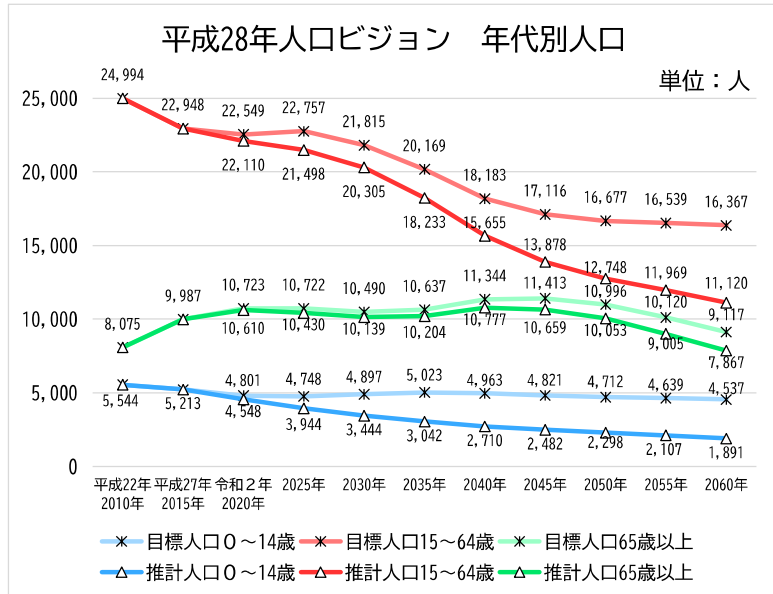
(目標人口・推計人口の算出条件については、第3章 推計方法について を参照)

## 2.2.2 年代別人口について

平成28年(2016)人口ビジョンの年代別人口をみると、推計人口では0～14歳・15～64歳で急激な減少傾向となっている。

一方で、目標人口については0～14歳人口で概ね5,000人前後を維持する数値となっている。

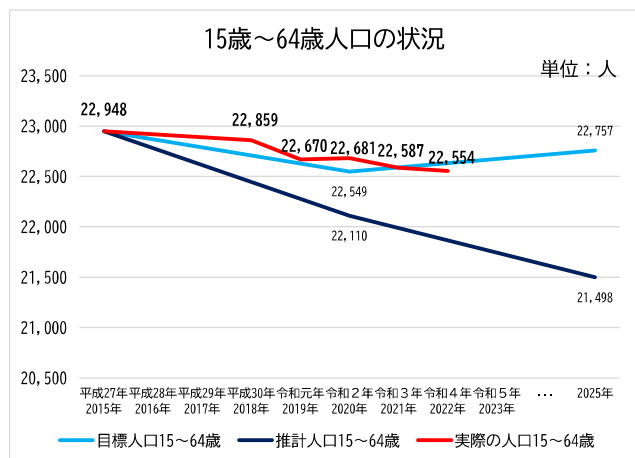
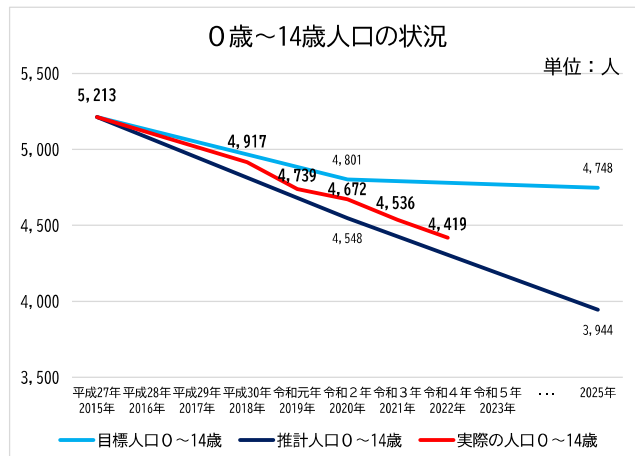
令和42年(2060)においては0～14歳で目標人口が推計人口の約2.4倍、15～64歳で目標人口が推計人口の約1.5倍となっている。



推計人口・目標人口と実際の人口について、年代別の中でも人口推計に大きな影響を与える0～14歳人口・15～64歳人口の状況を右図に示している。

0～14歳人口については、目標人口を下回っており、概ね推計人口と近い傾向でその数値をわずかに上回って推移している。

一方で15～64歳人口については、概ね目標人口と近い推移となっている。但し、令和2年(2020)以降は減少傾向となっている。



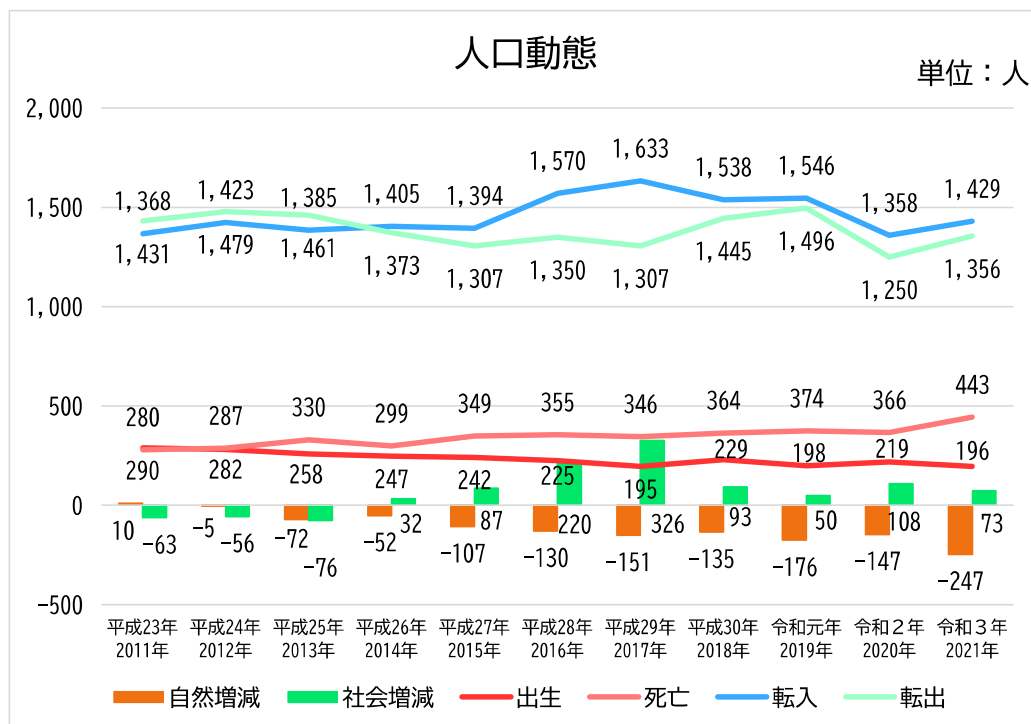
## 2.3 町における人口動態の分析

### 2.3.1 人口動態の状況

町の人口動態について、出生・死亡からなる自然動態についてみると、出生は平成23年(2011)から平成29年(2017)にかけて減少が続き、それ以降は概ね200人程度で推移している。一方で、死亡は増加しており、その差し引きとなる自然増減についてはマイナスが続いている。

転入・転出からなる社会動態についてみると、年によって変動はあるものの、平成28年(2016)以降では転入は1,500人前後、転出は1,400人前後となっている年が多い。これにより転入が転出を上回る状態が続いており、平成26年(2014)以降、町では社会増を継続している。平成30年(2018)以降は、概ね100人程度の社会増となっている。

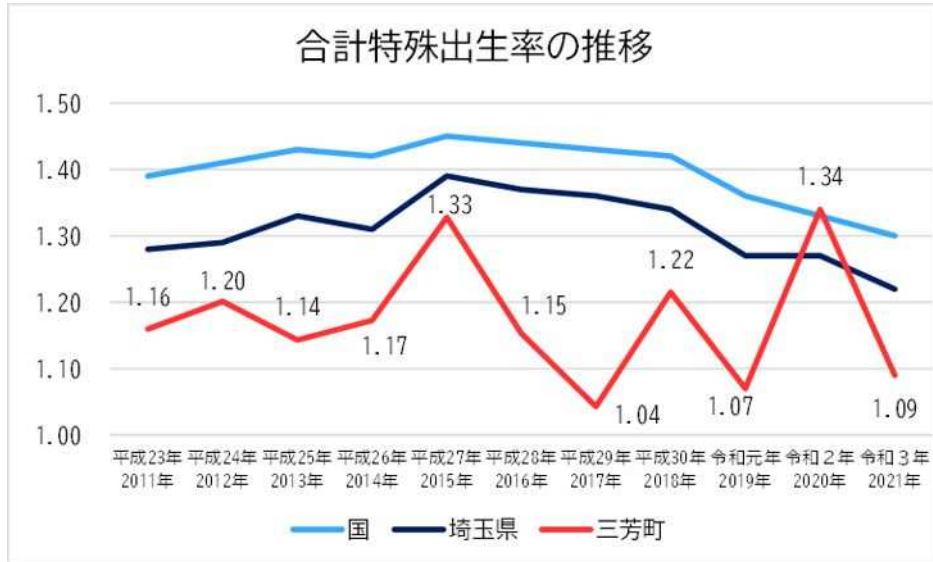
平成28年(2016)・平成29年(2017)は、社会増による人口の増加分が自然減による人口の減少分を上回っており総人口は増加していたが、平成29年(2017)以降は自然減による減少分が大きく総人口が減少に転じている。



### 2.3.2 合計特殊出生率と出生数の状況

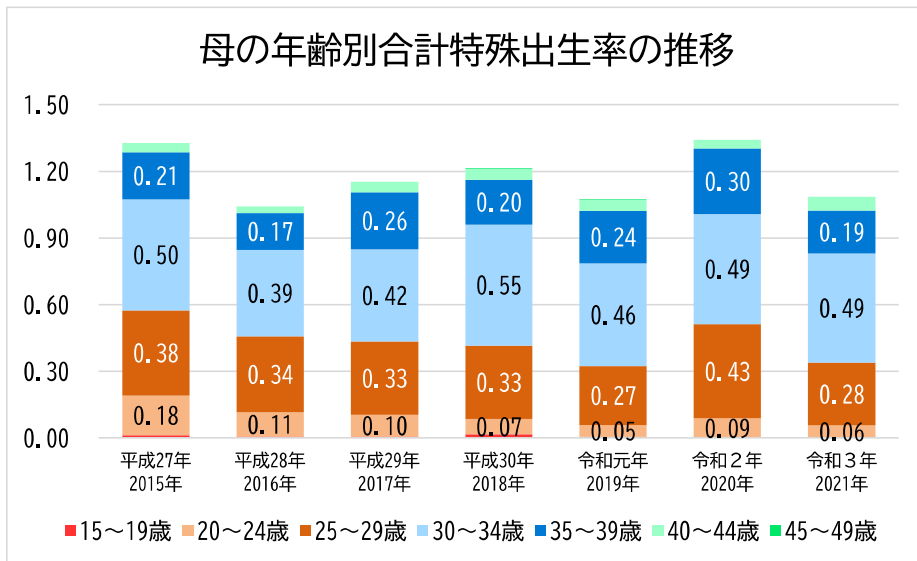
合計特殊出生率は、「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

町の合計特殊出生率は年によって変動があるものの、概ね1.20前後で推移しており、国及び埼玉県と比較して下回っている年が多くなっている。



資料:埼玉県保健医療部

町の母の年齢別合計特殊出生率についてみると、概ね同様の傾向が続いているが、平成27年(2015)から平成29年(2017)にかけて20~24歳・25~29歳の若い区分でやや低下している傾向がみられる。

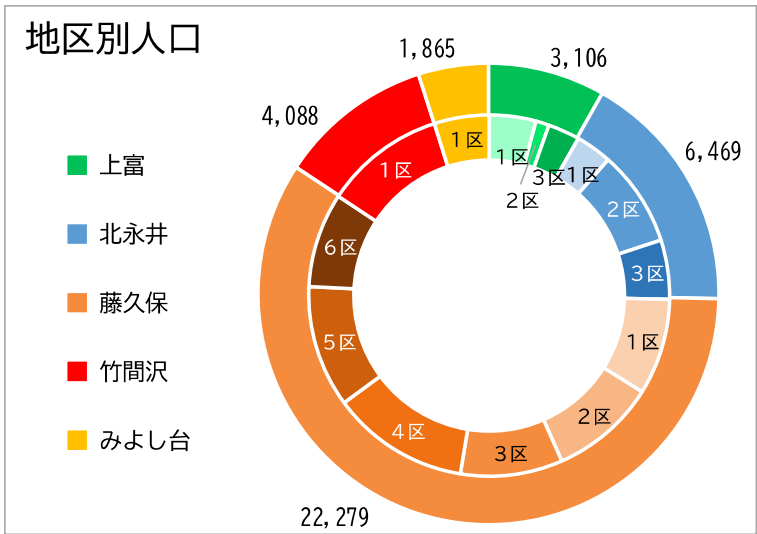


資料:埼玉県保健医療部 令和3年

### 2.3.3 地区ごとの状況

地区別人口の分布をみると、**藤久保**が 22,279 人と最も多く、次いで**北永井**が 6,469 人、**竹間沢**が 4,088 人、**上富**が 3,106 人、**みよし台**が 1,865 人となっている。

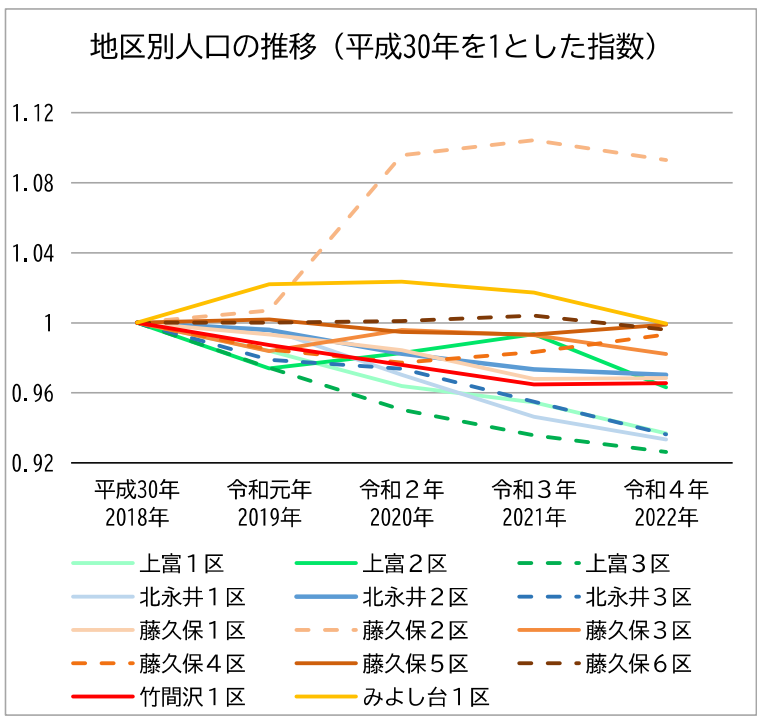
行政連絡区ごとにみると、最も少ない**上富2区**で 443 人、最も多い**藤久保4区**で 4,657 人となっている。



地区(行政連絡区)別人口の推移をみると、**上富1区~3区**及び**北永井1区~3区**、**竹間沢1区**では概ね減少傾向で推移しており、平成30年(2018)から令和4年(2022)の間でいずれも 3.0~8.0%の減となっている。

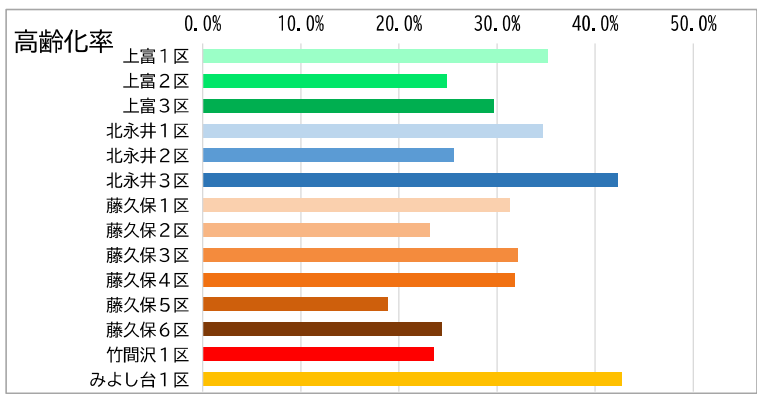
**藤久保**では、**藤久保2区**で令和元年(2019)から令和2年(2020)にかけて大幅な増加がみられ、その他の各区では概ね横ばいで推移している。

**みよし台**では、平成30年(2018)から令和2年(2020)にかけて増加傾向で推移していたが、その後減少に転じている。



地区(行政連絡区)別の高齢化率(65歳以上人口の割合)をみると**北永井3区**と**みよし台**で40.0%を超えており、特に高齢化が進行している。

一方で、区画整理が実施され新規住宅の建設があった**藤久保5区**では 20.0%を下回っている。





## 第3章 将来人口推計

町の人口等の現状を踏まえ、将来人口を推計する。

### 3.1 推計方法について

4つのパターンで町の将来人口を推計した。各パターンの条件設定は下表のとおりである。

町独自の推計であるパターン2-①②③については、現行の人口ビジョンから引き続き住民基本台帳人口を基準人口とする。

人口推計の設定条件

	パターン1 (社人研推計)	パターン2-①②③ (独自推計)
推計期間	令和2(2020)年から令和42年(2060)まで	
推計方法	コーホート要因法	
基準人口	平成27年(2015) 国勢調査人口	令和2年(2020) 住民基本台帳人口
将来の 生残率	「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート(令和元年6月版)」 (社人研推計をもとに計算されたもの)をもとに算出	

※パターン2では、直近で町内において予定されている開発を考慮して人口を補正する

	パターン2-① (ベース推計)	パターン2-② (出生率向上)	パターン2-③ (出生率向上+社会動態改善)
将来の 移動率	直近5か年の社会動態をもとに 算出		左に加え、5年ごとに移住・定住施策による一定の社会動態改善を反映する (移住・定住施策のKGI 150人/5年)
将来の子 ども女性 比・出生 率	直近5か年の 実績値をもと に算出	直近5か年の実績値について、2024年から2040年の16年間で県民の希望出生率(1.78)を達成するよう補正する (県民の希望出生率:第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略より)	

## 3.2 将来人口推計結果

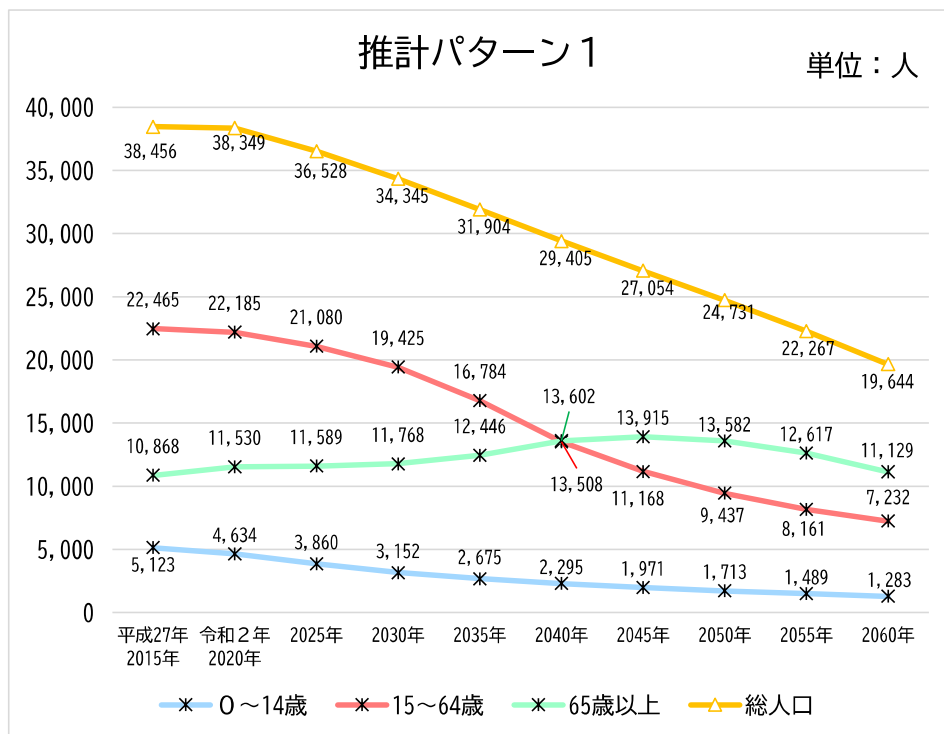
### 推計パターン1 社人研推計

推計パターン1では、「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート(令和元年6月版)」におけるパターン1「社人研推計準拠」の数値を用いる。

このパターンにおいては、合計特殊出生率(社人研推計の子ども女性比率を換算した値)について、令和2年(2020)の1.26から令和32年(2050)の1.38まで上昇する見込みとなっている。

総人口については、令和2年(2020)以降一貫して減少し、令和22年(2040)には約3万人、令和42年(2060)には約2万人となる見込みとなっている。

年代別にみると、15～64歳人口の減少と65歳以上人口の増加が当面の間続き、令和22年(2040)には65歳以上人口が、15～64歳人口を上回る見込みとなっている。また、0～14歳人口についても減少が続き、令和22年(2040)時点で令和2年(2020)の約半数となる見込みとなっている。



### 第3章 将来人口推計

#### 推計パターン2-① ベース推計

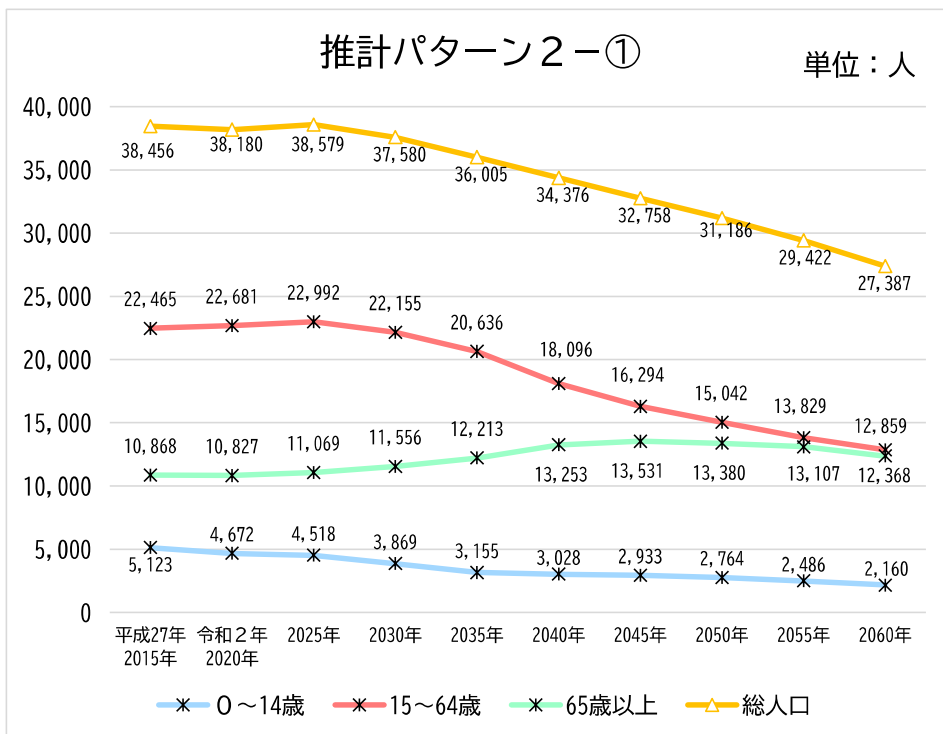
推計パターン2-①では、独自推計のベースとなる人口推計を示す。

この推計では、令和2年(2020)住民基本台帳人口を基準としたうえで、出生・死亡等についてはパターン①と同じ数値を用いている。

社会動態については、直近5か年の水準が継続するものとして移動率を設定している。これにより、令和2年(2020)から令和7年(2025)にかけて年間およそ100人程度の社会増の継続が見込まれている。さらに、既に予定されている開発による人口増加分として、令和2年(2020)から令和7年(2025)にかけて760人、令和7年(2025)から令和12年(2030)にかけて237人の転入を追加で見込んでいる。

これにより、パターン1よりゆるやかな人口減少となる見込みとなっており、総人口は令和42年(2060)時点で30,000人弱となっている。

年代別にみると、パターン2-①においても高齢者の増加がみられ、令和37年(2055)以降は15～64歳人口と65歳人口が近い数で推移していくことが見込まれている。

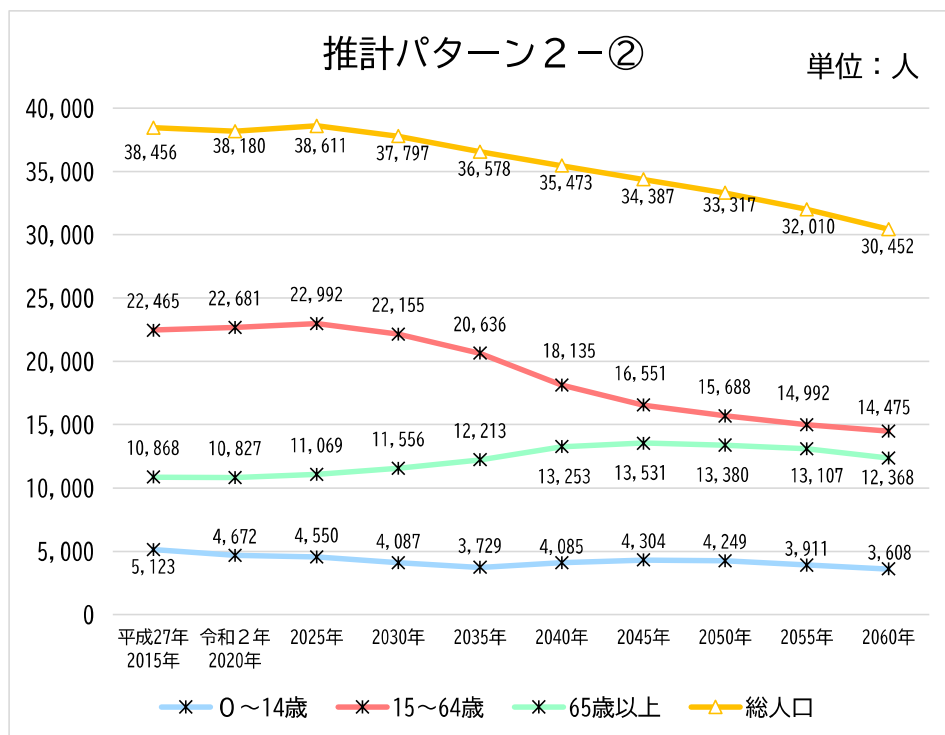


パターン2-② 出生率向上推計

推計パターン2-②では、パターン2-①で見込んだこれまでの転入超過の継続、今後の開発に加え、子育て支援施策等の効果による出生率の向上を見込んだ推計結果を示す。

推計では、出生率について令和 22 年(2040)に県民の希望出生率(1.78)を達成するよう補正を行っている。

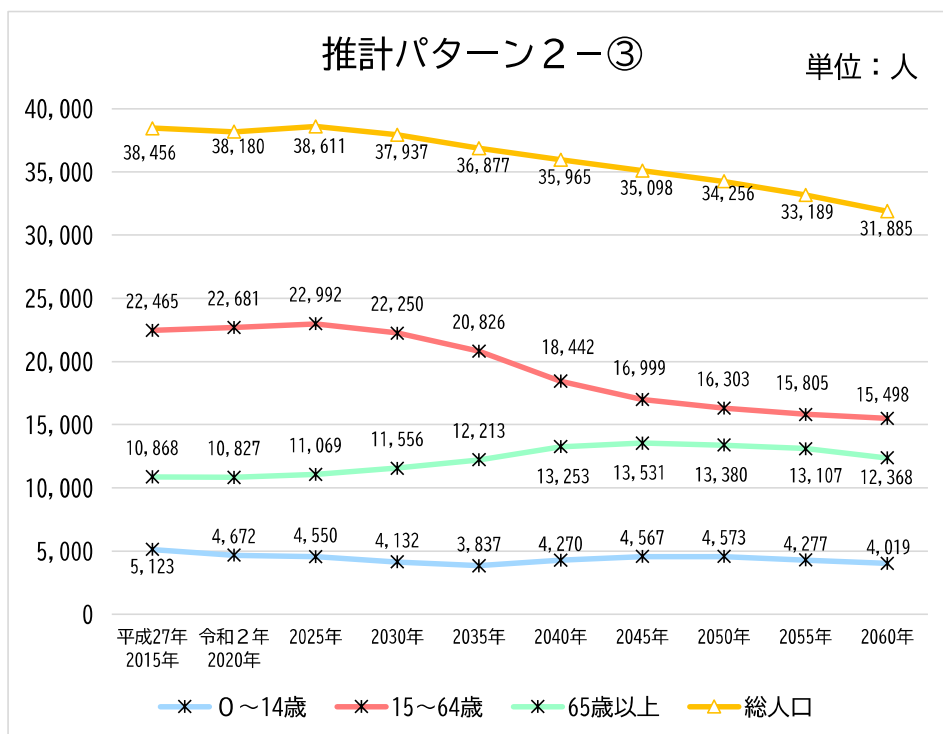
これにより、令和 12 年(2030)以降は0～14 歳人口について概ね 4,000 人前後で安定して推移する推計となっている。また、15～64 歳人口は当面の間減少傾向が続くものの、令和 32 年(2050)頃からは減少幅が小さくなる推計となっている。



### パターン2-③ 出生率向上・社会動態改善推計

推計パターン2-③では、パターン2-②に加え、移住・定住施策による施策効果を追加で見込んでい  
る。具体的には、転入の増加及び転出の抑制を促進する施策により、5年あたり 150 人(1年あたり 30  
人)の社会増を追加で見込むこととする。

これにより、15～64 歳人口の減少はパターン2-②と比較してゆるやかになることが想定されてお  
り、令和 32 年(2050)以降は 16,000 人前後で推移する推計となっている。



### 3.3 地区別人口推計結果

地区別の将来人口について、各地区の住民基本台帳人口及び推計条件2-①・2-③を用い推計を算出した。なお、パターン③における社会動態の改善分については、令和2年(2020)時点での人口に応じて按分する形として算出している。

#### 3.3.1 上富地区

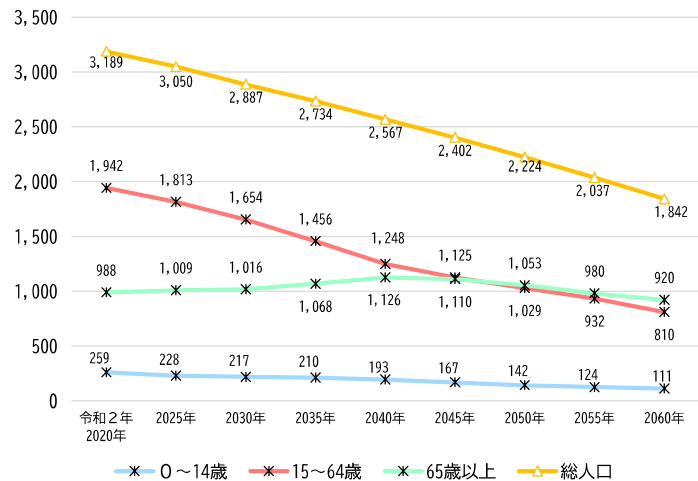
上富地区における推計をみると、総人口は減少が続き、いずれの推計でも令和12年(2030)前後に3,000人を割り込む推計となっている。

年代別にみると、0~14歳人口については推計パターン2-①では減少傾向で推移し、令和32年(2050)に150人程度となる。推計パターン2-③では増減を繰り返しながら、概ね250人前後で推移する見込みとなっている。

また、65歳以上人口は当面の間増加が続き、令和22年(2040)頃にピークを迎える推計となっている。

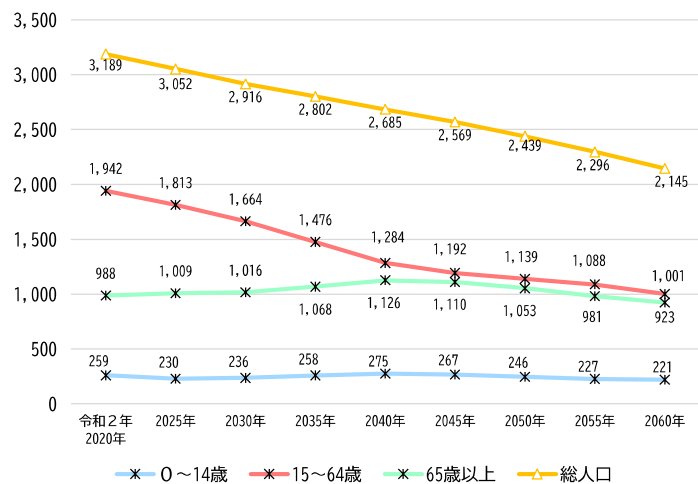
推計パターン2-①(上富)

単位：人



推計パターン2-③(上富)

単位：人



### 3.3.2 北永井地区

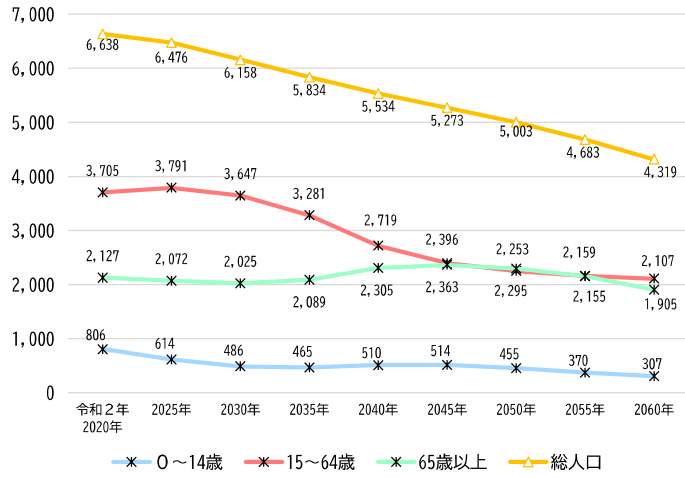
北永井地区における推計をみると、総人口は減少が続き、令和17年(2035)前後に6,000人を割り込む推計となっている。

年代別にみると、0～14歳人口については推計パターン2-①では令和12年(2030)から当面の間500人前後で推移した後、令和32年(2050)頃から減少し300人程度となる。推計パターン2-③では増減を繰り返しながら、概ね700人前後で推移する見込みとなっている。

また、65歳以上人口は当面の間増加が続き、令和27年(2045)～令和32年(2050)頃にピークを迎える推計となっている。

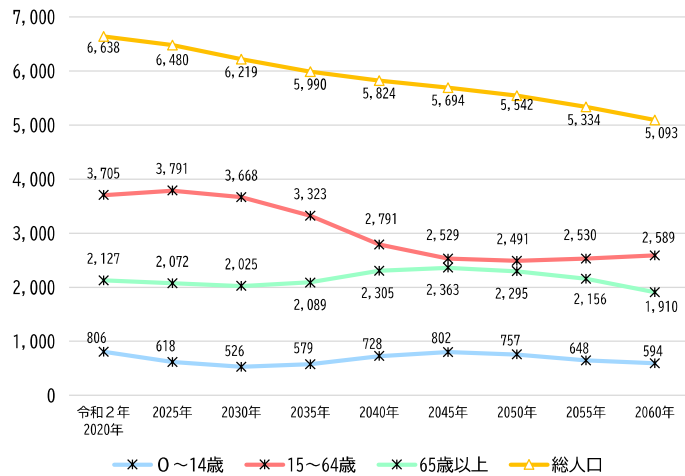
推計パターン2-①(北永井)

単位：人



推計パターン2-③(北永井)

単位：人



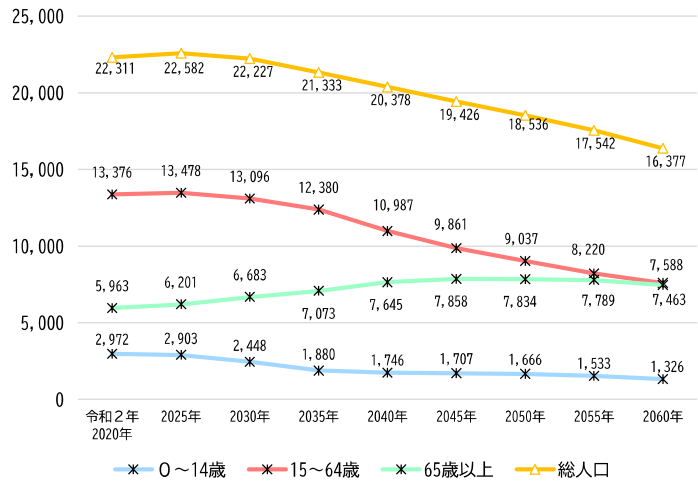
### 3.3.3 藤久保地区

藤久保地区における推計をみると、令和7年(2025)以降総人口は減少が続き、令和32年(2050)前後に20,000人を割り込む推計となっている。

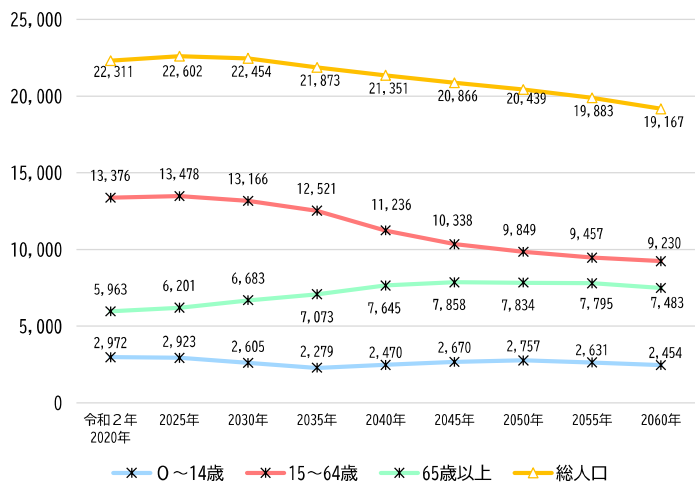
年代別にみると、0～14歳人口については推計パターン2-①では当面の間減少し、令和22年(2040)～令和32年(2050)頃で1,700人程度となる見込みとなっている。推計パターン2-③では増減を繰り返しながら、2,000人台半ばで推移する見込みとなっている。

また、65歳以上人口は当面の間増加が続き、令和32年(2050)頃にピークを迎える推計となっている。

推計パターン2-① (藤久保) 単位：人



推計パターン2-③ (藤久保) 単位：人





### 3.3.4 竹間沢地区

竹間沢地区における推計には、予定されている開発による人口増加を見込んでおり、いずれの推計でも令和2年(2020)から令和7年(2025)に総人口が増加している。

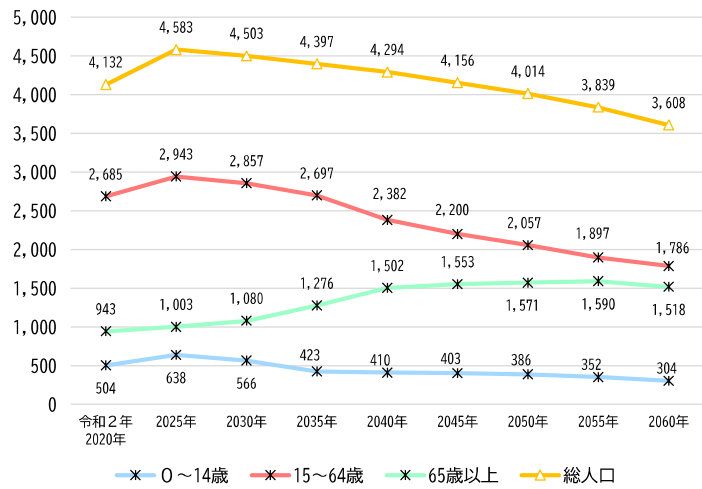
総人口について、パターン2-①では令和7年(2025)以降は減少、パターン2-③では令和32年(2050)頃まで概ね横ばいの推計となっている。

年代別にみると、0～14歳人口については推計パターン2-①では令和7年(2025)以降当面の間減少し、令和22年(2040)頃で400人前後となる見込みとなっている。推計パターン2-③では一旦減少した後令和17年(2035)頃から再度増加し、令和32年(2050)頃に600人台でピークを迎える見込みとなっている。

また、65歳以上人口は令和47年(2065)頃まで増加傾向が続く見込みとなっている。

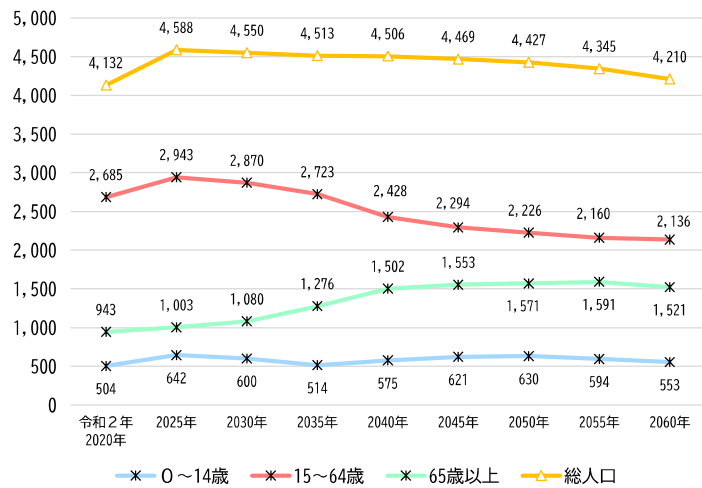
推計パターン2-① (竹間沢)

単位：人



推計パターン2-③ (竹間沢)

単位：人

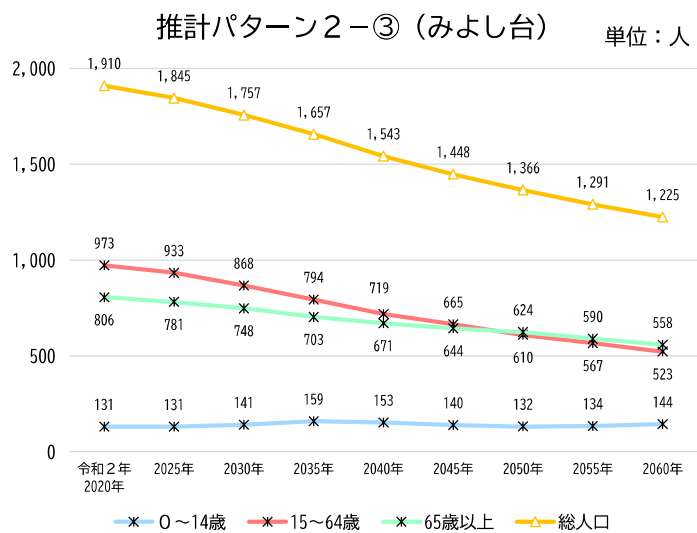
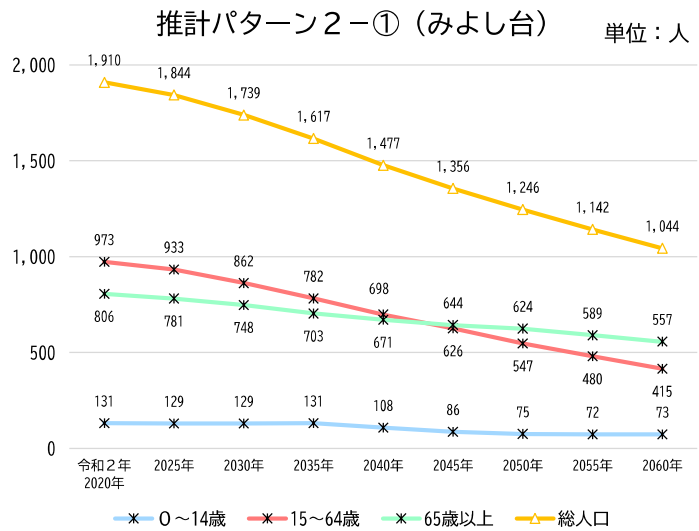


### 3.3.5 みよし台地区

みよし台地区における推計をみると、総人口は減少が続き、令和22年(2040)～令和27年(2045)頃に1,500人を割り込む推計となっている。

年代別にみると、0～14歳人口については推計パターン2-①では当面の間横ばいで推移し、令和17年(2035)頃から減少する見込みとなっている。推計パターン2-③では増減を繰り返しながら、150人前後で推移する見込みとなっている。

また、65歳以上人口についても概ね減少傾向で推移する見込みとなっている。



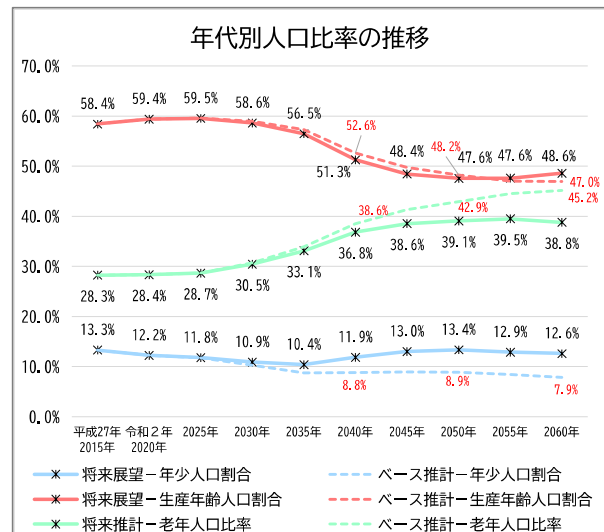
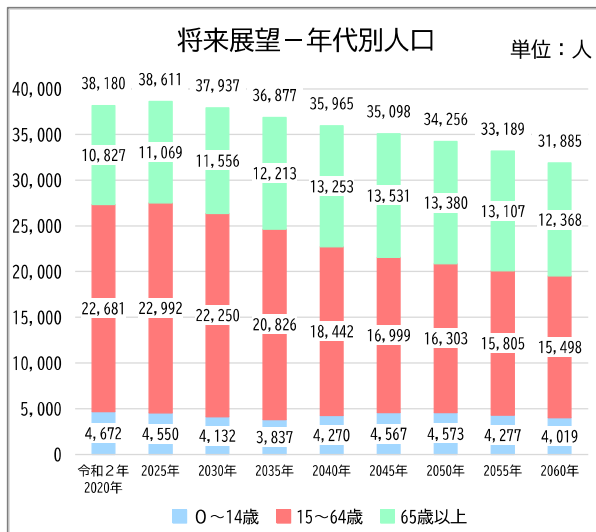
## 第4章 人口の将来展望

### 4.1 将来展望

第3章における人口推計の結果より、これまでの傾向を継続させた場合のパターン2-①では、令和42年(2060)において人口 27,387 人と見込まれている。これは、第2期三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略における目標値を 2,600 人程度下回る数値であり、これまでも町においては移住・定住施策の推進による社会増を実現してきたが、より一層の移住・定住施策及び少子化対策の推進が求められる。

パターン2-①に対して、出生率の向上とさらなる社会増の増加を見込んだパターン2-③においては、0～14 歳人口及び 15～64 歳人口が将来的に横ばいで推移する見込みとなっている。町の持続可能な発展に向けては、人口規模の維持が可能な水準を目標とすることが望ましいことから、年少人口(15 歳未満)が占める割合について 10%以上を保ちつつその回復を図るとともに、生産年齢人口(15～64 歳)を一定数確保する必要がある。

	令和42年(2060)推計人口
第2期 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略 目標人口	30,000 人程度
パターン2-① (ベース人口推計)	27,387 人
パターン2-② (出生率向上推計)	30,452 人
パターン2-③ (出生率向上・社会動態改善推計)	31,885 人
本人口ビジョンにおける将来展望	32,000 人程度



## 4.2 将来展望の実現に向けた考え方

以下の4つの視点での取組を推進することで、本人口ビジョンにおける将来展望令和42年(2060)推計人口32,000人の実現及び町の持続的発展を図る。

- 視点1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 視点2 町の魅力・特性を生かした移住・定住施策を推進する
- 視点3 様々な形で町に関わる人(交流・関係人口)の輪を広げる
- 視点4 町に住み関わる、誰もが自分らしく活躍できる地域を実現する

### 視点1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

人口推計によると、現在の合計特殊出生率の水準(1.17)が続く場合、令和17年(2035)頃に年少人口が10%を下回る等一層の少子化が見込まれる。

一方で推計によると、合計特殊出生率について、埼玉県民の希望出生率である1.78程度まで段階的に向上させていくことで、一定の年少割合人口を維持し、町の持続的な発展につながると考えられる。

### 視点2 町の魅力・特性を生かした移住・定住施策を推進する

人口推計によると町の生産年齢人口は、出生率のみが改善したパターン2-②では、令和42年(2060)時点で約14,500人(令和7年(2025)比で約37%の減少)になる見込みとなっており、特に令和12年(2030)から令和32年(2050)頃にかけて大きく減少することが考えられる。

町の活力を維持しながら持続的な発展を図るためには、魅力ある地域づくりによる転入促進・転出抑制を通じた生産年齢人口の確保が求められる。

### 視点3 様々な形で町に関わる人(交流・関係人口)の輪を広げる

人口推計によると、視点1・視点2の取組を通して出生率向上・移住定住の促進に取り組んだ場合においても、総人口はゆるやかな減少で推移することが想定される。(パターン2-③)

こうした中で持続的な地域の発展を図るためには、定住人口のみに捉われない幅広い視点で町との関わりをもつ人材を発掘し、地域との関係性を深めていくことが必要となる。

### 視点4 町に住み関わる、誰もが自分らしく活躍できる地域を実現する

地域の活性化に向けては、視点1~3に位置づけられる人口・人材の確保の取組とともに、人々が活躍できる地域づくりをあわせて行っていくことが求められる。

住民や町に関わる全ての人々が、自分らしさを活かして活躍し、社会貢献や自己実現を図ることのできる地域づくりに取り組む。

また、社会全体がデジタル化する中で、誰一人取り残されないための取組や基盤整備・人材確保等を図る。

デジタル田園都市国家構想の実現に向けた  
三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略  
(案)

令和6年3月

三芳町



## 目次

### 第1章 総合戦略の策定にあたって

- 1. 趣旨 . . . . . 1
- 2. 位置づけ . . . . . 1
- 3. 計画の概要 . . . . . 2

### 第2章 総合戦略について

- 1. 町の人口推計と人口ビジョン . . . . . 3
- 2. 人口ビジョン実現のための考え方 . . . . . 4
- 3. 総合戦略の方向性 . . . . . 5
- 4. 基本目標の施策 . . . . . 7
- 5. デジタル実装の基礎条件整備 . . . . . 17

### 資料

- 資料1 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員名簿 . . . . . 22
- 資料2 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例 . . . . . 23
- 資料3 第2期三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組状況 . . . . . 25
- 資料4 用語集 . . . . . 26

## 第1章 総合戦略の策定にあたって

### 1. 趣旨

国では、人口減少・少子高齢化を喫緊の課題として、令和元年（2019）に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、国と地方が一体となり「活力ある地域社会の実現」を目指してきた。そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、生活の変化や新たなひと・しごとの流れに対応し、各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組を促進することを踏まえ、令和4年（2022）12月に抜本的な改訂による「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定された。

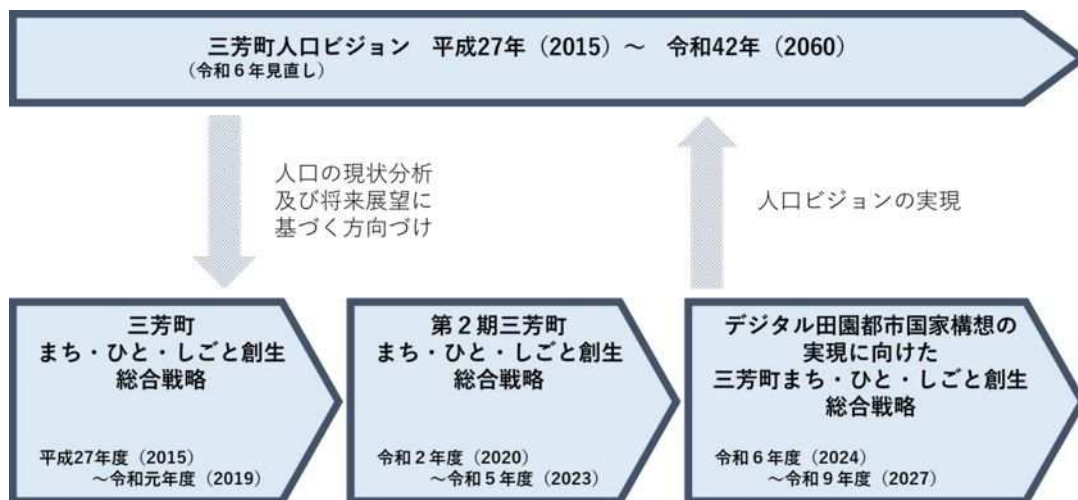
町では、令和2年度（2020）から令和6年度（2024）を計画期間とする「第2期三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、地域共生社会づくり、持続可能なまちづくりやSociety5.0の実現等、地域の特色を横断的に捉え、4つの基本目標を掲げ取り組んできた。全国的に人口減少が進む中、町においても平成29年（2017）以降から減少傾向に推移しているが、第2期総合戦略期間では町内への転入者が転出者の数を上回る人口の社会増加を維持しており、人口減少を和らげる状況が現れている。こうした中で、さらなる人口の社会増加につなげる町の魅力として、三芳スマートICフル化による東京方面の開通、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の世界農業遺産認定や「みよし野ガーデン里山探訪」が国土交通省のガーデンツーリズム登録制度に登録されるなど、交流・関係人口創出に向けた新たな魅力が生まれている。また、地域共生社会の実現に向けた取組やSDGsのまちづくり、ゼロカーボンシティ、スーパー・シティ構想の取組等、将来を見据えた暮らしやすい環境づくりも進めている。

そこで、国が示した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の方向性を踏まえ、生活の変化への対応やデジタル技術の活用を進める中で、引き続き町の特色を活かした持続可能なまちづくりを進めていくため、「第2期三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することで、さらなる地域の活力の維持・向上に取り組むこととする。

### 2. 位置づけ

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条に基づき、「第2期三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組や国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案し、平成28年（2016）3月に策定の「三芳町人口ビジョン」を見直し、将来にわたって活力ある地域を維持・推進するため、「第2期三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂するものである。





### 3. 計画の概要

#### (1) 地域ビジョン(目指すべき理想像)

「共に創ろう ひと・まち・みどりがつながる幸せのまち」

#### (2) 計画期間

第2期総合戦略の計画期間を1年間前倒し改訂するものとして、本戦略の計画期間は、令和6年度(2024)から令和9年度(2027)までの4年間とする。なお、国や埼玉県の動向、町の状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを行う。

#### (3) 策定にあたっての体制

本戦略の策定にあたり、第1期及び第2期総合戦略の進捗管理を実施してきた「三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略本部」及び「三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」により、幅広い見地からの意見を聴取する。

#### (4) 計画のフォローアップ

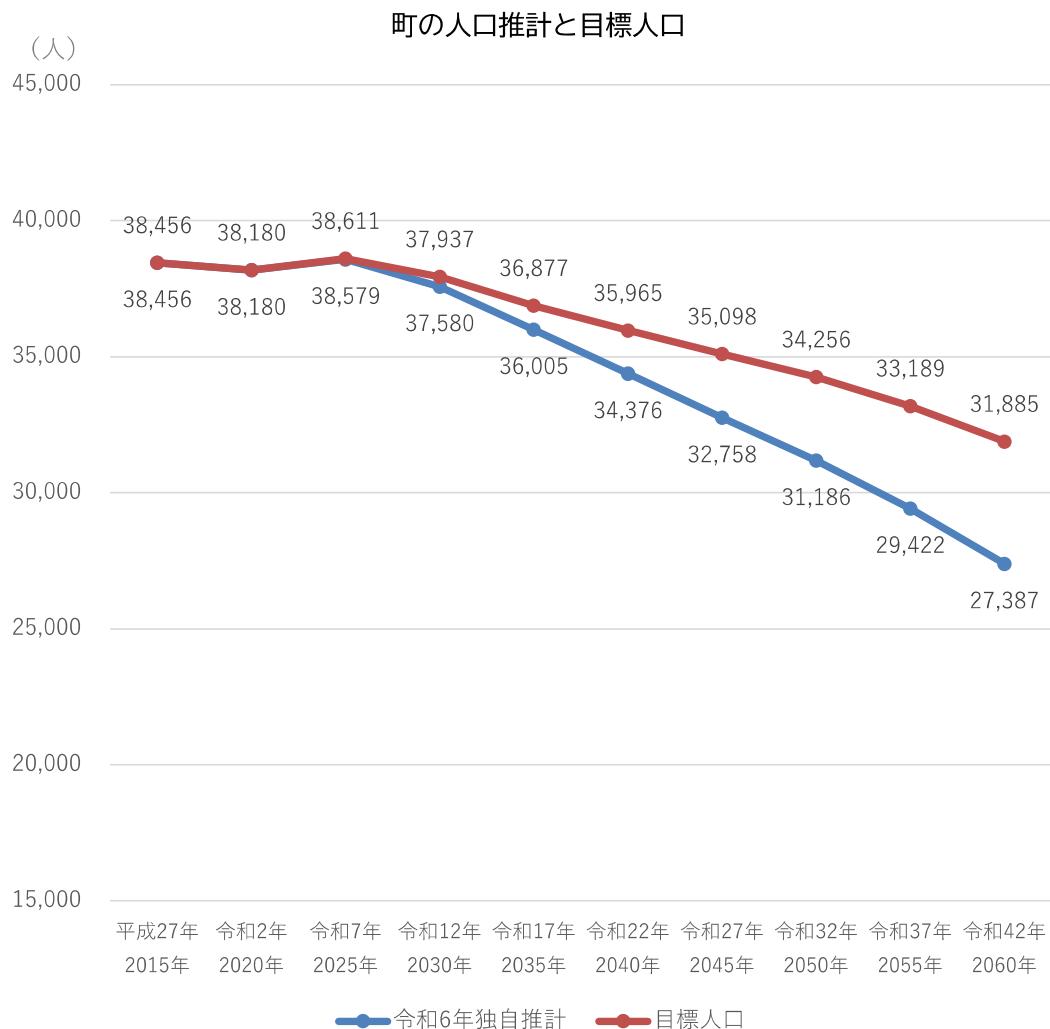
町は、本戦略に掲げた目標や具体的な施策・事業におけるKPI(重要業績評価指標)について定期的に点検・進捗管理を行い、「三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」の意見を聴いて、「三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略本部」で検討・見直しを行うPDCAサイクルを確立し、本戦略の確実な推進を図っていく。

## 第2章 総合戦略について

### 1. 町の人口推計と人口ビジョン

令和2年(2020)の住民基本台帳人口を基にしたコーホート要因法による人口推計の結果を見ると、令和37年(2055)には町の人口が30,000人を切り、令和42年(2060)には、およそ28,000人まで人口が減少することが見込まれている。

今後、今まで以上に出生率の向上及び住みやすく訪れやすいまちづくりに向けた対策を講じることにより、令和42年(2060)においても32,000人程度の人口を維持することを目指す。



## 2. 人口ビジョン実現のための考え方

以下の4つの視点での取組を推進することで、人口ビジョンにおける将来展望である令和42年（2060）年推計人口32,000人の実現と町の持続的発展を図る。

### （1）結婚・出産・子育ての希望をかなえる

人口推計によると、現在の合計特殊出生率の水準（1.17）が続く場合、令和17年（2035）頃に年少人口が10%を下回るなど一層の少子化が見込まれる。

一方で推計によると、合計特殊出生率について、埼玉県民の希望出生率である1.78程度まで段階的に向上させていくことで、一定の年少割合人口を維持し、町の持続的な発展につながると考えられる。

### （2）町の魅力・特性を生かした移住・定住施策を推進する

人口推計によると町の生産年齢人口は、出生率が（1）に示すとおり改善した場合は、令和42年（2060）時点で約14,500人（令和7年（2025）比で約37%の減少）になる見込みとなっており、特に令和12年（2030）から令和32年（2050）頃にかけて大きく減少することが考えられる。

町の活力を維持しながら持続的な発展を図るためには、魅力ある地域づくりによる転入促進・転出抑制を通じた生産年齢人口の確保が求められる。

### （3）様々な形で町に関わる人（交流・関係人口）の輪を広げる

人口推計によると、（1）・（2）の取組を通して出生率向上・移住定住の促進に取り組んだ場合においても、総人口はゆるやかな減少で推移することが想定される。

こうした中で持続的な地域の発展を図るためには、定住人口のみに捉われない幅広い視点で町との関わりをもつ人材を発掘し、地域との関係性を深めていくことが必要となる。

### （4）町に住み関わる、誰もが自分らしく活躍できる地域を実現する

地域の活性化に向けては、（1）～（3）に位置づけられる人口・人材の確保の取組とともに、人々が活躍できる地域づくりをあわせて行っていくことが求められる。

住民や町に関わる全ての人々が自分らしさを活かして活躍し、社会貢献や自己実現を図ることのできる地域づくりに取り組む。

また、社会全体がデジタル化する中で、誰一人取り残さないための取組や基盤整備・人材確保等を図る。

### 3. 総合戦略の方向性

第2期三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の体系を見直し、基本目標Ⅰ～Ⅳを下支えする「デジタル実装の基礎条件整備」を新たに加え、以下のとおり各施策を展開していく。

#### 基本目標Ⅰ 稼ぐ地域をつくり、安定した雇用を創出する

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| (1) 地域の特性を活かした<br>地域経済の活性化 | ○企業の誘致・留置<br>○町内企業の活性化と地域資源を活用した取組への<br>支援<br>○農業の成長産業化             |
| (2) 人材・組織の育成と地<br>域への展開    | ○地方創生を担う組織の「見える化」と多様な主体の<br>連携<br>○多様な主体との連携による地方創生への取組促進<br>○創業の促進 |

#### 基本目標Ⅱ 新しいひとの流れをつくる

- |                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| (1) まちの魅力充実による<br>交流・関係人口の創<br>出・拡大 | ○観光拠点・観光資源の活用<br>○観光・イベント等の充実<br>○（仮称）地域活性化発信交流拠点の推進 |
|-------------------------------------|--|

#### 基本目標Ⅲ 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| (1) 希望をかなえる子ど<br>も・子育てへの支援<br>と少子化対策 | ○結婚・出産への支援<br>○仕事と生活の調和推進<br>○子育て環境の整備                  |
| (2) 教育の充実と未来を担う<br>人材育成              | ○未来を切り拓く力の育成<br>○質の高い教育環境の充実<br>○「集い・学び・育つ 輝く未来創造拠点」の実現 |

#### 基本目標Ⅳ 活気にあふれ、安心して暮らせる魅力的な地域をつくる

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| (1) 歩きたくなるまちなか<br>づくりの推進 | ○安全で快適な空間整備<br>○賑わいと活力のあるまちづくり<br>○民間投資による地域活性化<br>○地域交通ネットワークの活性化 |
|--------------------------|--|

- (2) 文化・スポーツによる健康なまちづくり
  - 芸術文化の推進
  - スポーツ・レクリエーション活動と総合的な健康づくり
- (3) 地域共生社会づくり
  - 国際的な文化交流の促進
  - 誰もが自分らしく活躍できる環境づくり
- (4) 持続可能なまちづくり
  - SDGsの普及啓発
  - みよしフォレスト・シティ構想の推進
  - 未来につなぐ自然環境

### デジタル実装の基礎条件整備

- (1) 行政サービスにおけるデジタル基盤の整備
  - 行政サービスのデジタル化
  - 生活を支えるデジタル技術の活用
  - 新たな働き方・地域活動への支援
- (2) 地域DXの促進
  - ふるさと納税制度を通じた事業所活動の発展
  - 多様な主体との連携におけるデジタル技術の活用
  - 農業・観光分野におけるデジタル技術の活用
  - ICT教育の推進
  - 新たなコミュニティの形成
- (3) 誰一人取り残さないための取組
  - デジタルデバイドの解消
  - 地域内における孤独・孤立対策
  - コミュニケーションツールの活用

#### 4. 基本目標の施策

##### 基本目標Ⅰ 稼ぐ地域をつくり、安定した雇用を創出する

良好な道路交通アクセスや自然災害のリスクが少ないなどの立地環境を活かし、積極的に企業誘致・留置を推進する。また、町内の様々な主体と連携し、人材や地域資源を活用することで新たなビジネスモデルの構築・拡大を目指し、地域産業の活性化や新陳代謝を図るとともに、安定した雇用を創出する。

##### (1) 地域の特性を活かした地域経済の活性化

地域の特性・強みを活かし、企業誘致・留置を推進する。また、地域資源を活用した町内産業の活性化や町内企業の生産性向上等、地域の稼ぐ力を高める。

##### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値（令和4年）	目標値（令和9年）
第二次産業 事業所数（埼玉県統計年鑑）	518 事業所 （令和3年）	→
卸・小売業事業所数（埼玉県統計年鑑）	315 事業者 （令和3年）	340 事業所

##### ○企業の誘致・留置

- 埼玉県と連携し、企業や民間デベロッパーの動向に関する情報収集を積極的に行い、三芳スマートICのフルインター化による立地優位性を積極的にアピールするとともに、工業系土地利用を目指す新たな産業用地の創出に向けて取り組み、優良企業の誘致を推進する。また、既存の町内企業の留置を推進するため、各種企業支援施策について関係機関と連携し検討していく。

##### ○町内企業の活性化と地域資源を活用した取組への支援

- 地域における企業と多様な主体との連携によるオープンイノベーションを促進するため、情報交換や交流の場を創出する。また、地域資源を活用した取組を支援し、地域経済の好循環を生み出す環境整備を関係機関とともに推進していく。

##### ○農業の成長産業化

- 地域をけん引する産業として、世界農業遺産の認定を契機とした農業振興を図り、地域の特色ある農業基盤の醸成につなげるとともに、農業関係団体等との協力関係を強化し、6次産業化、農商工連携や農産物の販売促進等、持続可能な農業形態の構築を推進する。また、農業経営に関する地域課題の解決や農業経営体の意識改革を進めるため、遊休農地の活用方法、セカンドキャリアとしての就農促進、農業の担い手育成等についても検討する。

## (2) 人材・組織の育成と地域への展開

町内で活躍する団体等をはじめ、地域産業、大学及び住民と連携し、地域資源を活用した新たな取組の構築を推進するとともに、人材・組織を育成し地域産業の活性化を図る。

### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値（令和4年）	目標値（令和9年）
認定農業者数	135人	↑
共創のまちづくり団体・事業所等連携数	—	10団体

#### ○地方創生を担う組織の「見える化」と多様な主体の連携

- ・ 共創のまちづくりにおけるプラットフォームを構築することで、地域活性化等を担う団体や取組等を類型化し、見える化を図り、各地域で活躍する組織等のネットワーク構築及び連携を推進する。また、様々な組織や人材を育成、連携させていくことで、地域課題の解決に向けた住民・団体・企業等が主体となる取組を支援する。

#### ○多様な主体との連携による地方創生への取組促進

- ・ 農業関係者と商工業関係者が連携・協力して行う農商工連携、6次産業化、販路開拓、観光振興や地域コミュニティの維持発展等に向けた取組を推進する。

#### ○創業の促進

- ・ コロナ禍に生まれた新しい働き方や技術、サービスを踏まえ、町内における創業や起業をしやすい環境を整備するため、商工会や地元金融機関等と連携し、ワンストップでさまざまな情報の提供をし、相談体制の整備により創業支援の充実を図る。

## 基本目標Ⅱ 新しいひとの流れをつくる

町は、都心から30キロにありながら、緑が豊かな落ち着いた自然環境と都市近郊農業が盛んで体験型の観光が可能である。町の魅力を磨き、価値を高めることで、住んでよし、訪れてよしの町であることを発信し、交流・関係人口の創出・拡大等、新しいひとの流れをつくることを目指す。

### (1) まちの魅力充実による交流・関係人口の創出・拡大

首都圏において畑や雑木林が多く残され、世界農業遺産に認定された「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が江戸時代から受け継がれていること、昼夜間人口比率が県内トップであること等、町の特性を活かし地域内外の人が町の魅力を感じられる取組を推進することで、交流・関係人口の創出・拡大を図る。

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値（令和4年）	目標値（令和9年）
交流・関係人口	3.8万人	18万人 （民間施設含む）
観光発信ページへのアクセス数	11,663件	140,000件
町外発信件数（累計）（テレビ・新聞等）	119件 （令和元年～令和4年）	150件 （令和6年～令和9年）
町への愛着度（住民意識調査）	68.7%	73.0%
住み続けたいと思う人の割合 （住民意識調査）	84.0%	90.0%

#### ○観光拠点・観光資源の活用

- ・ ガーデンツーリズムに登録されている「みよし野ガーデン里山探訪」におけるオープンフォレスト、オープンファーム、オープンガーデンのコンセプトを踏まえた特色ある観光拠点を中心に、三富開拓地割遺跡、富の川越いも、平地林、菜の花やそば等の観光資源を活用した取組を推進するとともに、情報発信を通じた町の認知度向上を図る。また、様々な団体等と連携し、観光拠点の整備・活用について検討するとともに町の魅力を高める取組を推進し、交流・関係人口の創出・拡大を図る。

#### ○観光・イベント等の充実

- ・ 町内で行われる産業祭、世界一のいも掘りまつりや体験落ち葉掃き等のイベントの開催をとおして、地域で活動している団体等と連携し事業の充実を図る。また、町の魅力発信のために活動する団体等への支援策の充実を図る。さらに、周辺自治体の観光資源とも連携しながら、観光資源のネットワーク強化を図り、訪れる人の周遊性を高める。



○（仮称）地域活性化発信交流拠点の推進

町の特色を伝え、イメージの向上を図る情報発信機能や地域の他業種が連携した活力創生につながる商業機能等、地域の誇りにつながるシンボルの形成を目指し、（仮称）地域活性化発信交流拠点の整備に向けた検討を進める。

### 基本目標Ⅲ 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

若い世代が安心して結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえられるよう、町の特性を活かした子育てしやすい環境を整備し、「子育てするなら、みよし」を実感できる町を目指す。

#### (1) 希望をかなえる子ども・子育てへの支援と少子化対策

若い世代の男女の出会いの場を創出し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、施策等を推進することで、結婚・妊娠・出産・子育てのしやすい環境づくりを進める。

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値（令和4年）	目標値（令和9年）
年間婚姻届出数（埼玉県保健統計）	85	120
「安心して妊娠・出産・育児ができる環境整備」満足度（住民意識調査）	22.0%	28.0%
保育施設や保育内容に対する満足度（住民意識調査）	23.0%	28.0%
公園・緑地の満足度（住民意識調査）	41.7%	51.0%

#### ○結婚・出産への支援

- ・未婚化・晩婚化が進む中で、婚姻希望者に対する支援を充実させるとともに、各種イベント等の後に交流の場を設定するなど、多様な出会いの場を提供する。また、こども家庭センター等による妊娠・出産・子育てに関する支援体制を整備し、切れ目ない母子保健サービスの提供や産後ドゥーラをはじめとした育児支援・家事援助サービス事業、産後ケア事業の充実を図る。

#### ○仕事と生活の調和推進

- ・保育の受け皿確保・整備等の子育て支援策を引き続き充実させるとともに、子育てに対する相談窓口機能の充実等、保育所多機能化を推進する。また、ファミリーサポート事業等をはじめとした子育て経験を生かせる相互援助活動による協力体制整備や地域ぐるみで子育てに参加していく体制づくりを進める。そして、子育て環境の充実による町内事業所勤労者の町内居住を促進するための施策を研究し、仕事と生活の調和を推進していく。

#### ○子育て環境の整備

- ・都市公園施設の計画的な更新や適正な維持管理に努めるほか、地域との連携を図りながら、子どもが集い、のびのびと遊べる場や安全安心な居場所づくり等の環境整備を推進していく。

## (2) 教育の充実と未来を担う人材育成

グローバル化や少子高齢化が進む中、時代の変化や地球規模の課題に対応する創意工夫を活かした特色ある教育活動を進め、時代に合わせた教育環境を整備し充実を図る。また、子どもの「学びに向かう力」を育てることを目指し、非認知能力の育成や探究的な学びの推進等の取組を推進する。

### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値（令和4年）	目標値（令和9年）
授業で課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童生徒の割合 （全国学力・学習状況調査）	小学校 80.5% 中学校 84.8%	小学校 85.0% 中学校 90.0%
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小学校 78.3% 中学校 62.1% （令和5年度）	小学校 80.0% 中学校 70.0%

#### ○未来を切り拓く力の育成

- 子どもたちの健全育成、未来を切り拓く力を育成するため、読書活動や様々な体験活動等による豊かな心の教育に取り組む。また、予測困難な未来を生き、未来を創る子どもたちにとって必要な力である「学びに向かう力」を高める非認知能力と、認知能力を一体的に育成する授業や、英語への興味関心を育てる場の創出、環境づくりを行い、国際社会で活躍できる人材の育成を目指す。

#### ○質の高い教育環境の充実

- 教職員への研修等により、新しい時代に求められる資質・能力の向上を図るとともに、探究的な学習の展開、STEAM教育やデジタル・シティズンシップ教育の充実を図ることで、次世代を見据えた教育を推進します。

#### ○「集い・学び・育つ 輝く未来創造拠点」の実現

- 小学校校舎と周辺公共施設を複合化して更新する藤久保地域拠点整備を進め、人が集まり・学び・ともに育つことで、人と人がつながり一体となって未来を創造する拠点を形成する。

## 基本目標Ⅳ 活気にあふれ、安心して暮らせる魅力的な地域をつくる

多様な主体と連携し、共創のまちづくりを推進するとともに、地域拠点整備等により多世代交流や地域コミュニティの維持・活性化を図り、子どもから高齢者までのすべての人が快適に暮らし、生涯にわたり活躍できる、いつまでも住み続けたい町をつくる。

### (1) 歩きたくなるまちなかづくりの推進

地域拠点や歩道の整備等を進め、子どもや高齢者、障がい者が快適に安心して暮らし、活気ある歩きたくなるまちづくりを推進する。

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値（令和4年）	目標値（令和9年）
遠回り、寄り道していつもは歩かない道を歩いた人の割合（住民意識調査）	53.7 (偏差値)	54.9 (偏差値)
公共交通整備についての満足度(住民意識調査)	18.0%	20.0%以上

#### ○安全で快適な空間整備

- 安全で快適な歩道、道路や公共施設の整備を推進するとともに、様々なステークホルダーと連携し、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた人にやさしい都市環境を創造する。また、公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、ICT等の先進的技術、未来技術を活用した情報バリアフリー環境の整備を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進する。

#### ○賑わいと活力のあるまちづくり

- 協働のまちづくり団体、地域コミュニティ、NPO、企業及び大学等と連携し、新たなまちづくりの担い手の発掘や参画を促進し、まちづくりの体制を強化する。また、官民連携の取組による公共空間の有効活用等、まちの賑わい創出、地域活性化や住民サービスの向上を図る。

#### ○民間投資による地域活性化

- 共創のまちづくりにおける提案を募集し、企業等の民間資金を活用する中で、地域課題の解決を図る。また、地域の活性化に寄与するまちづくりを広く情報発信し、地域を支える魅力ある基盤として住民の認知度を高める。

#### ○地域交通ネットワークの活性化

- 地域の公共交通について、様々なステークホルダーと連携し、地域公共交通計画を策定し、民間バス路線や新たな公共交通システムによる地域交通ネットワークの構築を進める。また、住民の自由な移動や観光等により来訪する人の移動手段となるシェアリングモビリティサービス等の町内への普及を促進し、地域の交通利便性の向上を図る。

## (2) 文化・スポーツによる健康なまちづくり

芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動や総合的な健康づくりを通じ、誰もが心身ともに健康で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値（令和4年）	目標値（令和9年）
自分のことを健康だと思う人の割合 （三芳町健康に関する意識調査）	79.2% （令和5年度）	83.0%
文化会館利用者数（統計みよし）	43,457人	65,000人
文化・芸術活動の促進や支援に対する満足度 （住民意識調査）	21.3%	25.0%
体育施設利用者数	254,243人	260,000人
スポーツ・レクリエーション施設や活動支援の満足度（住民意識調査）	23.1%	29.0%

#### ○芸術文化の推進

- 個性豊かな三芳町らしい文化創造都市の実現と住民がいきいきと幸せに暮らせる魅力的なまちづくりを目指し、住民が芸術文化に親しむ機会の拡充や住民の芸術文化活動を推進する。みよし芸術祭やアウトリーチ活動等を充実させることで、住民の芸術文化への関心を深め、芸術文化がもたらす創造力や共感等、豊かな感性をはぐくむ機会を増やす。これにより住民相互の交流を図り、住民が主人公となるまちづくりを進めていく。

#### ○スポーツ・レクリエーション活動と総合的な健康づくり

- 多様化するスポーツ・レクリエーション活動に、誰もが気軽に参加できる環境整備に努め、健康年齢や体力の向上を図る。また、健康長寿社会を実現するため、各種健診体制の整備、疾病の発生予防と重症化予防対策の強化に向けた取組、また高齢者の特性をふまえた保健事業や介護予防事業によるフレイル予防対策を推進していく。

### (3) 地域共生社会づくり

姉妹都市やホストタウン相手国をはじめとした国際的な交流活動を推進し、地域における多文化共生について理解を深め、誰もが住みやすい共生社会の実現に取り組む。また、誰もが能力を活かすことのできるコミュニティの場の創造を目指す。

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値（令和4年）	目標値（令和9年）
外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたいと思う中学3年生（全国学力・学習状況調査）	71.8% （令和5年度）	80.0%
世代が異なる人と交流した （住民意識調査）	55.5 （偏差値）	57.3 （偏差値）
男女共同参画や国際交流など人権・共生施策の満足度（住民意識調査）	13.5%	16.0%

#### ○国際的な文化交流の促進

- ・ 姉妹都市やホストタウン相手国等との交流を推進し、町内の中学生の海外派遣やホームステイの実施、各国の中学生が参加するリーダーシップキャンプへの参加等を実施する。また、東京2025デフリンピックにおけるマレーシアのホストタウンとなったことを契機として、スポーツや文化交流を通じ、共生社会の実現を目指す。

#### ○誰もが自分らしく活躍できる環境づくり

- ・ 年齢、性別、国籍や障がいの有無等を問わず、誰もが交流できる場を確保するとともに、能力を活かしてコミュニティの中で活躍できる環境やつながりを持って支え合うコミュニティづくりを進める。また、他領域間（福祉・農業・地方経済・観光等）の連携を推進する。

#### (4) 持続可能なまちづくり

SDGsの理念を踏まえたまちづくりを推進し、時代に合った地域づくりや多様な主体による連携と多様なレベルにおけるまちづくりを促進させるとともに、住民の積極的なまちづくりへの参加を目指す。

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値（令和4年）	目標値（令和9年）
SDGs認知度（住民意識調査）	71.1%	92.0%
将来生まれてくる世代のために、良い環境や文化を残したいと思うか（住民意識調査）	58.1 （偏差値）	58.9 （偏差値）

#### ○SDGsの普及啓発

- ・ 将来世代に渡って持続可能な世界を保っていくため、SDGsの普及促進活動の展開や、地域の企業・金融機関等の多様なステークホルダーによる官民連携の取組を活性化させる。

#### ○みよしフォレスト・シティ構想の推進

- ・ 町の特性となる世界農業遺産に認定された落ち葉堆肥農法を支える畑や平地林等の豊かな自然環境を維持・保全するとともに、立地や特性を活かしたコンパクトで生活の利便性を向上させるスマートなまちづくりを推進する。また、再生可能エネルギー等の導入拡大・活用推進と省エネルギー化を推進し、ゼロカーボンシティの実現に向け取り組んでいく。

#### ○未来につなぐ自然環境

- ・ 都市近郊における町の豊かな自然環境は、地権者やボランティア団体等により維持管理され、大きな魅力となっている。この魅力を継承するため、緑・農と調和したまちづくりを進めるとともに、町内外に広く価値を発信し、多くの支援の下で循環的に継承する仕組みを構築する。

## 5. デジタル実装の基礎条件整備

本戦略における4つの基本目標を加速・深化させ、地方の社会課題を解決するため、デジタル技術やデータを活用する。そのため、地域におけるデジタル基盤の整備やデジタル人材の育成を図るとともに、デジタルデバイドの解消や情報の多角的な発信強化等、誰一人取り残さないための取組を推進する。

### (1) 行政サービスにおけるデジタル基盤の整備

マイナンバーカードの普及に伴い、行政手続のオンライン化をはじめ、行政サービスにおける利活用を推進する。また、行政が有するデータのオープン化によって、安心して便利に暮らせる町の実現を図る。

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値（令和4年）	目標値（令和9年）
マイナンバーカードの普及率	63.9%	100.0%
電子申請対象手続数	58	150
電子申請利用件数	3,401件	6,000件
デジタルで諸手続を行ったか （住民意識調査）	50.0 （偏差値）	52.6 （偏差値）

#### ○行政サービスのデジタル化

- ・ 書かない・行かない窓口の実現に向けた窓口環境整備やオンライン申請手続きの拡充を図るとともに、行政からの通知物を届ける郵送DXサービス等、マイナンバーカードと連携したシステムの導入を進める。

#### ○生活を支えるデジタル技術の活用

- ・ 行政が保有する各種行政情報のオープンデータ化を図り、インターネットを介した利用しやすい情報公開サービスを提供する。また、公共施設の利用におけるデジタル技術の導入や、行政サービスにおけるアプリケーションの利活用等、暮らしの利便性向上を促進する。

#### ○新たな働き方・地域活動への支援

- ・ コロナ禍を経て、働き方や地域内の様々な活動等において、リモート環境の活用が普及している。こうした中で、未来創造拠点をはじめとする公共施設におけるコワーキングスペースやWi-fi環境の整備を進め、つながりやすい地域づくりの実現を目指す。



## (2) 地域DXの促進

デジタル技術の導入による、地域のつながりの創出、デジタル技術に対応する人材育成や地場産業における新たなビジネスへの拡大等、様々な効果を期待し、各分野における調査や研究を進め、地域のDXを促進する。

### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値（令和4年）	目標値（令和9年）
ふるさと納税制度協力事業者数	40 事業者 （令和5年度）	50 事業者
「わが街ポータルみよし」への投稿数	41 件	900 件
授業においてタブレットをほぼ毎日活用している児童生徒の割合 （GIGAスクール構想に関する調査）	小学校 65.2% 中学校 90.0%	小学校 80.0% 中学校 95.0%

#### ○ふるさと納税制度を通じた事業所活動の発展

- ・ ふるさと納税の返礼品の取扱いにおいてEC（電子商取引）の仕組みを活用した取引が主体となっていることから、事業所の新規参入を支援し、さらなるECへの対応の促進を図る。また、地域経済の発展につなげるため、事業者の特色によるNFT（非代替性トークン）を活用した新たなビジネス機会を創出について研究を進める。

#### ○多様な主体との連携におけるデジタル技術の活用

- ・ 多様なまちづくりの主体を創出するため、情報交換や交流の場となるインターネットを介したプラットフォームの構築を検討する。

#### ○農業・観光分野におけるデジタル技術の活用

- ・ 農業の成長産業化を加速化させるため、様々なデータ活用やデジタル技術を活用した農業経営の効率化に向けた支援を検討するとともに、観光分野における周遊を促すデジタルツールの活用や情報発信等におけるSNS、アプリケーション活用等、デジタル技術の活用を踏まえた施策の検討を進める。

#### ○ICT教育の推進

- ・ これまで、GIGAスクール構想による児童生徒の1人1台のタブレット配布を行い、コロナ禍におけるオンライン授業にも対応する電子黒板等の電子教材の導入が進められるとともに、教職員の業務において校務支援システムによりDX化を図ってきた。こうした教育環境におけるDX化を活用し、特色ある教育により将来のデジタル人材の育成に取り組む。

#### ○新たなコミュニティの形成

- ・ 自治会加入率の低下が課題となる中で、官民連携による地域情報発信ツール「わが街ポータルみよし」を活用し、新たなコミュニティ形成の実現に向けた検討を進める。

### (3) 誰一人取り残さないための取組

デジタル技術の導入は、今後の少子高齢化社会における課題の解消にも活用が期待される一方で、生活の変化における格差を生み出さないための対策が必要となる。デジタル技術の活用と対策により、誰一人取り残さない社会の実現に取り組む。

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値（令和4年）	目標値（令和9年）
行政情報の公開や提供の満足度 （住民意識調査）	23.4%	28.0%
町政や町の行事などについて町ホームページ・SNSから情報を得ている割合 （住民意識調査）	27.2%	34.0%

#### ○デジタルデバイドの解消

- ・ DXを推進する中で、デジタル技術が利用できない格差の解消に取り組み、わかりやすい利用方法によるサービス提供、情報機器等の操作教室や情報の多角的な発信強化等の対策を進め、誰一人取り残さない暮らしやすい地域を目指す。

#### ○地域内における孤独・孤立対策

- ・ 地域における孤独・孤立への対策として、各種情報発信や支援制度につなげるため、情報へのアクセス方法、見守り体制や多様化・複雑化する相談等においてデジタル技術を活用し充実を図る。

#### ○コミュニケーションツールの活用

- ・ 行政窓口における障がい者や外国人等へのわかりやすい情報提供や相談環境を整備し、地域共生社会におけるコミュニケーションの円滑化を図る。



# 資 料

資料1 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員名簿

まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

(順不同・敬称略)

		氏 名	所 属
1	会長	朝倉 はるみ	淑徳大学 観光経営学科教授
2	職務代理	田村 五九男	商工会
3	委員	長谷川 清行	農業委員会 委員長
4	委員	安藤 豪	埼玉りそな銀行 鶴瀬支店支店長
5	委員	島村 穰	埼玉縣信用金庫 三芳支店支店長
6	委員	柏倉 猛	株式会社ジェイコム埼玉・東日本東上局長
7	委員	山崎 百恵	公募委員

## 資料2 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

### ○三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

平成27年3月31日

条例第2号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定等のため、三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問により、次の事務を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の成果の検証に関すること。
- (3) 総合戦略の見直しに関すること。
- (4) その他総合戦略の策定等に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の調査権限)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、職員その他の関係者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(調査審議手続の公開)

第8条 審議会の調査審議の手続は、公開する。ただし、当該手続の内容により非公開とすることが適当と認めるときは、審議会は、会議に諮り、公開しないことができる。

(答申の公表)

第9条 審議会は、答申をしたときは、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

第2条 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

### 資料3 第2期三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組状況

第2期三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要業績評価指標（KPI）について、以下のとおり集計を行った。

#### 1. 重要業績評価指標（KPI）の状況

（ ）は、各種調査により算出された最も新しい数値であり、令和4年度の数値ではない

重要業績評価指標（KPI）	基準値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 (令和6年度)
第二次産業 事業所数	541事業所 (平成26年)	-	518事業所	(518事業所)	→
卸・小売業事業所数	332事業所 (平成26年)	-	315事業所	(315事業所)	→
認定農業者数	116人	117人	129人	131人	120人
協働事業連携団体数	25団体	0団体	14団体	5団体	30団体
観光入込客数	82,240人	6,487人	9,135人	10,202人	110,000人
町への愛着度（住民意識調査）	64.4%	-	66.7% (速報値)	68.7%	80%
年間婚姻届出数	103	90	103	85	120
「安心して妊娠・出産・育児ができる 環境整備」満足度 (住民意識調査)	24.2%	-	22.0% (速報値)	22.0%	30.0%
ICTを活用して指導できる教員の割合 (第2期三芳町教育振興基本計画)	73.2%	77.2%	85.3%	88.8%	90.0%
全国平均を上回る領域 (全国学力・学習状況調査)	1/4教科	1/5教科	2/6教科	2/6教科	4/4教科
普段（月～金）読書をする と回答した児童生徒の割合 (第2期三芳町教育振興 基本計画を元に算出)	小学6年生 76.5%	小学6年生 77.30%	小学6年生 79.5%	小学6年生 72.1%	小学6年生 90.0%
	中学校3年生 74.9%	中学校3年生 72.40%	中学校3年生 64.7%	中学校3年生 60.1%	中学校3年生 90.0%
歩道整備箇所	-	10ヶ所	14ヶ所	17ヶ所	20ヶ所
公共交通整備についての満足度 (住民意識調査)	15.2%	-	18.0% (速報値)	18.0%	20.0%
体育施設の利用率	49.4%	54.0%	58.0%	57.4%	60%
定期的に健（検）診を受けている人の 割合（三芳町食に関する意識調査）	73.6%	-	-	75.8% (令和5年度)	80.0%
芸術文化関連事業数	80件	21件	24件	54件	85件
就業率	53.9%	-	51.9%	(51.9%)	↑
よりよい地域をつくっていく 雰囲気や土壌があると思う人の割合 (住民意識調査) ※令和4年度住民意識調査から設問を 下記のとおり変更 ①「いざという時に助け合う 雰囲気がある」と思う人の割合 ②「町内の人困っていたら 手助けをする」と思う人の割合	44.0%	-	①41.9% ②64.9% (速報値)	①41.9% ②64.9%	-
外国の人と友達になったり、 外国のことについてもっと 知りたいと思う中学3年生 (全国学力調査)	64.2%	-	-	71.8%(外国) (R5調査)	70.0%
SDGs認知度	-	-	71.1% (速報値)	71.1%	60%



#### 資料4 用語集

あ	
アウトリーチ活動	公共的文化施設などが行う地域への出張サービス。プロのアーティストを地域の学校や福祉施設等に派遣してワークショップ、ミニコンサートなどを行う普及活動。
オープンイノベーション	革新や改革を促進するため、積極的に外部の技術やアイデア等を積極的に取り入れ、新たな発想を生み出すこと。
か	
ガーデンツーリズム	複数の庭園がテーマのもとに連携することで、より個性を際立たせ、それぞれの良さを発揮できるように磨き上げを図り、魅力的な体験や交流を創出するもの。ガーデンツーリズム登録制度（庭園間交流連携促進計画登録制度）は各地のガーデンツーリズム計画を積極的に支援するため、国土交通省が創設したもの。
関係人口	交流人口や定住人口でもない、地域と多様にかかわる人々を指す。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
交流人口	その地域を訪れる人々のこと。その地域に住んでいる人（定住人口）に対する概念。
コーホート要因法	男女・年齢別のある人口を基準として、出生・死亡・移動に関する将来の仮定値を当てはめて将来人口を推計する手法のこと。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
コワーキングスペース	独立して働く個人が、机・椅子・ネットワーク設備などの実務環境を共有しながら仕事を行う場所。月極や時間制で借りる形式のものが多いが、利用者同士の積極的な交流や共働といったコミュニティ形成を促すという点において、従来のレンタルオフィスとは異なる。
さ	
シェアリングモビリティ	個人が車両を所有するのではなく、共有（シェア）することを原則とするモビリティのこと。
ステークホルダー	行政・企業・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者を指し、日本語では「利害関係者」という。
スーパー・シティ	AI等の先端技術を生全般に活かし、住民が参画し、住民目線で、2030年頃の実現される未来社会を先行実現することをめざすもの。スーパー・シティプロジェクトでは、住民や事業所とともに、地域の特長を活かし、住民一人ひとりが日常を心豊かで安全・安心、快適に暮らせる「持続可能なまちづくり」を将来にわたって実現していく取組を推進する。
世界農業遺産	社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性等が相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）であり、国際連合食糧農業機関(FAO)により認定される。

ゼロカーボンシティ	環境省では、「2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨とする首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとしている。
た	
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自分のこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく社会のこと。
昼夜間人口比率	常住人口（夜間人口）100人あたりの昼間人口の割合で、100を超えると通勤・通学人口の流入超過、100を下回ると通勤・通学人口の流出超過を示している。
デジタル・シティズンシップ教育	若者が効果的なデジタル・シティズン（デジタルツールを用いて責任ある市民として社会に参加するための知識や能力を身に付けた人）になるために必要な能力を身に付けることを目的とした教育。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
デジタル田園都市国家構想	デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されず、すべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現すること。
東京 2025 デフリンピック	正式名称は「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」。国際的な「ろう者のためのオリンピック」のことで、4年に一度、夏季大会と冬季大会がそれぞれ開催される。
は	
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。
フォローアップ	事柄を徹底させるために、あとあとまでよく面倒をみたり、追跡調査をしたりすること。
フレイル	病気ではないけれど、年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のこと。
ま	
みよしフォレスト・シティ構想	人々が安心して暮らし、ともに支えあい、生きがいと誇りを持ち、輝くことのできる農と緑の田園都市の実現をめざした構想。緑のネットワークプロジェクト・アグリプロジェクト・スーパーシティプロジェクトの3本柱で構成されている。
民間デベロッパー	資本の大きな不動産会社、大規模な土地開発業者のこと。
や	
ユニバーサルデザイン	年齢・性別・国籍・個人の能力に関わらず、一人ひとりの多様性が尊重され、あらゆる場面で社会参加できる環境を整えること。
わ	
わが街ポータルみよし	官民連携事業で実施され、住民・事業所・行政からのイベント情報、おすすめ情報、求人情報等が一同に集まったポータルサイト。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和の意。働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き

	方のこと。
D	
DX	デジタル (Digital) と変革を意味するトランスフォーメーション (Transformation) により作られた造語の略。デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取組を指す概念。
E	
EC (電子商取引)	Electronic Commerce の略であり、インターネットを介して受発注や決済、契約などの商取引を行うこと。
G	
GIGAスクール構想	児童生徒 1 人につきパソコンやタブレット等の情報端末を 1 台配備し、ICT (情報通信技術) を取り入れた新たな教育を実現する構想。 「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All」の略で、「すべての児童生徒にグローバルで革新的な扉を」という意味が込められている。
I	
ICT	Information and Communication Technology の略であり、情報通信技術のこと。情報・通信に関する技術の総称。
K	
KPI (重要業績評価指標)	Key Performance Indicators の略で、目標の達成度を評価するための主要な評価指標のこと。
N	
NFT (非代替性トークン)	Non-Fungible Token の略で、複製・偽造の不可能な証明書を付与したデジタルデータ、またその技術のこと。
NPO	Non-Profit Organization の頭文字をとった言葉であり、「非営利組織」や「民間非営団体」と訳される。株式会社等「営利」を目的とする組織とは異なり、営利を目的としない組織のことを指す。
P	
PDC Aサイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。 Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する仕組み。
S	
SDGs	Sustainable Development Goals 略。2015 年 9 月の国連サミットにて全会一致で採択された「持続可能な開発目標」で、2030 年を期限とする世界共通の 17 の目標を設定している。
SNS	Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略。インターネット上のコミュニティサイトのこと。
Society5.0	サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会。(「科学技術イノ

S T E A M教育	バージョン総合戦略 2016」(平成 28 年 5 月 24 日閣議決定)」 科学 (Science)・技術 (Technology)・工学 (Engineering)・ 芸術 (Art)・数学 (Mathematics) の頭文字を組み合わせた造 語。この 5 つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加 えた教育理念のこと。
-------------	---

三芳政発第137号  
令和5年11月1日

三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会長 様

三芳町長 林 伊佐雄

三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（諮問）

三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたり、三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和6年3月22日

三芳町長 林 伊佐雄 様

三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会  
会 長 朝倉 はるみ

デジタル田園都市国家構想実現に向けた三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略  
(案)について (答申)

令和5年11月1日付け三芳政発第137号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議を行った結果、人口ビジョンに基づく本戦略を妥当であると認めたので、ここに答申します。

なお、本戦略の目指す地域ビジョンの実現に向け下記事項に十分留意し、社会の情勢を勘案しながら計画推進に努められるよう要望します。

#### 記

1. 全国的に人口減少が進む中、人口ビジョンの将来展望に向けて長期的な視点を持ちながら、町の立地環境を活かした企業誘致・留置の推進、雇用の創出、人口増加、地域の活性化等に積極的に努めること。
2. 緑豊かな自然環境、世界農業遺産に認定された「武蔵野の落ち葉堆肥農法」や各種イベント等、町の魅力を磨き、それを積極的に発信することで、交流・関係人口の創出・拡大に努めること。
3. 若い世代が安心して結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえられるよう、出会いの場の提供、子育て環境や教育の充実を図り、「子育てするなら、みよし」を実感できる町の実現に努めること。
4. 共創のまちづくりを推進し、多様な主体と連携することで、地域の活性化に努めること。また、すべての世代が快適に暮らせるよう、歩道・道路・公共施設の整備や交通の利便性向上に努めること。そして、すべての人が生涯にわたり活躍できるよう、共生社会の実現に努めること。
5. 本戦略の4つの目標達成を加速化させるため、デジタル技術を積極的に活用し、社会課題の解決に努めること。また、デジタル化を進める中においても、デジタルデバイドの解消や情報発信方法の工夫により、誰一人取り残さない取組に努めること。